

Title	近世イングランドの都市工業：エクセター市における毛織物工業
Sub Title	Textiles industries in an English town : Exeter since the Middle Ages to the seventeenth century
Author	安元, 稔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.2/3 (1972. 3) ,p.111(29)- 144(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19720301-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720301-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

やく論文の形を整えて発表することにした。

なお、今回の発表に際し、本塾大学院生佐藤貴一郎君の助言をえた。記して感謝の意を表したい。終わりにこれまで両学会で発表したときの報告作業に直接協力してくれた私のゼミナールの学生諸君の名をここに記しておきたい。

昭和 40 年卒業

古川康中, 神田敏彦, 御子柴慶孝

昭和 44 年卒業

吉田直広, 細沼紀男, 大王俱彦, 川村健二

昭和 45 年卒業

増田邦彦, 渡辺荘逸, 名倉耕二, 九島一浩, 深谷和彦, 草島道能, 小沢康甫

志達浩爾, 寺嶋 隆, 前田正明, 渡辺哲郎, 筑紫元耀, 大岩和夫

昭和 46 年卒業

原田典和, 平井敬三, 藤田 康, 新木邦男, 農美謙二, 相原啓二

昭和 47 年卒業

加納恭夫, 勝 正豊, 服部史郎, 宇野典明, 上村利幸, 藤田道夫, 高橋良一, 細野太郎

門脇公男, 塩津二郎

(安川正彬 経済学部教授
広岡桂二郎 日本医師会統計課長)

近世イングランドの都市工業

— エクセター市における毛織物工業 —

安 元 稔

はじめに

イングランドの経済発展を同時代のヨーロッパの経済発展という枠組の中でとらえ、更に「工業化」を単に産業革命以降の経済発展に限ることなく、イングランドの工業史を長期的な視野に立って眺める時、1430年代を境とする原料(羊毛)供給国から毛織物輸出国への転進は、1つの大きな画期を意味するであろう。しかしながら、この場合の工業製品としての毛織物は、白地広幅織 (white broad cloth) を中心とするものであり、半製品に過ぎず、より付加価値の高い完成品としての毛織物をイングランドが輸出するためには、16世紀後半から17世紀にかけてのあの毛織物輸出の不振とその打開策としての新種毛織物への転換をまたなければならなかった。この意味では、17世紀中期までのイングランドのヨーロッパにおける地位は、いわばヨーロッパの「中進国」ともいうべきものであって、1615年のAlderman Cockayneの計画に如実に示されているように、15世紀半ばからの2世紀間、イングランドは、アントワープに仕上をあおぐという依存状態、こうした形での国際分業の環から脱出し、完成品を国内において生産することによって、国内の雇用を促進し、輸出工業製品の付加価値を高めて、名実ともにヨーロッパの先進「工業国」として自立するべく苦悩していたといつてよかろう。もしイングランドの工業発展史を上記述べた視点からみることが許されたとすれば、われわれは、当然、イングランド国内における毛織物の仕上工程の発展に注目せざるをえない。そして、仕上工程を課題の中心に据え、そこに焦点をあわせつつイングランドの毛織物工業史を見直す時、ここに都市が前面に浮び上って来ることになるであろう。本稿は上のような視点から、西南イングランドのデヴォンシャーの中心都市エクセターを素材として、近世イングランド工業史に占める都市工業の位置を再検討しようとするものである。

I

イングランドの都市毛織物工業の最盛期であった12世紀から13世紀初頭にかけて、デヴォンシャーの中心都市エクセターは、他の大方の都市と同様、染色した比較的良好の広幅織を輸出していた。デヴォンシャーの農村で生産される羊毛は、極めて粗質であり、広幅織には不適當であったから、この時代のエクセターは、粗質毛織物を生産するデヴォンシャーの農村工業と深いかわりあいはなく、他州産の良質の羊毛を原料とする毛織物の仕上・染色をその活動の中心とするものであったと思われる。このことは、13世紀エクセターの市当局を構成する支配的市民の中に、しばしば染色業者が顔を見せていることから明らかである。この段階のエクセターの都市工業は、輸出用の比較的高級な毛織物の流通と生産、就中、仕上・染色を内容とするものであったといえよう。イングランドの良質毛織物がフランドルのその進出の前に国際市場から排除され始め、これに伴ってイングランドの都市工業が衰退した13世紀から14世紀半ばまで、エクセターもまた広幅織の仕上をもってしては都市工業を維持できなくなっていたが、この都市工業の危機の時代に、デヴォンシャーの農村で生産され始めた同州産の羊毛を用いる粗質の毛織物（カージーの一種である小幅のstraits）が、14世紀半ば以降、イングランド毛織物輸出の立ち直りの糸口となり、主としてブリストルを經由してフランス、スペイン、ポルトガル等の南欧市場に大量に輸出されるに及んで、

注(1) 14世紀半ばまで、イングランドから輸出される毛織物の大部分は、仕上・染色されたものであり、逆にフランドルからイングランドに輸入されるものは、白地毛織物が多かった。後年のパターンとは逆である。N. S. B. Gras, *The Early English Customs Systems*, Camb. Mass., 1918, pp. 109, 117, 288-302, 306-11.

(2) W. G. Hoskins, *Two Thousand Years in Exeter*, Exeter, 1960, p. 24.

(3) E. M. Carus-Wilson, *The Expansion of Exeter at the Close of the Middle Ages* (The Harte Memorial Lecture in Local History delivered at the University of Exeter, 1 May 1961), Exeter, 1963, p. 6.

(4) 1255-1263年の間にエクセター市長を8回勤めた Philip Tincter は、明らかに染色業者である。Mayors of Exeter from the Thirteenth Century to the Present Time, Exeter City Library, Exeter, 1964, p. 3. また1296-7年のエクセターの市会 (Common Council) の構成員のうちにも染色業者がいる。B. Wilkinson, *The Medieval Council of Exeter* (University College of the south-west of England, History of Exeter Research Group, Monograph No. 4), Manchester, 1952, App. II, p. 68.

(5) E. M. Carus-Wilson, 'The Woollen Industry' in the Cambridge Economic History of Europe, Vol. II, ed. by M. M. Postan and E. E. Rich, Cambridge, 1952, p. 66.

(6) E. Miller, "The Fortunes of the English Textile Industry during the Thirteenth Century", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., Vol. XVIII, No. 1, 1965, pp. 74-7.

(7) W. G. Hoskins, *Devon* (A New Survey of England, A New Historical Description of County and Town ed. by J. Simmons, Lond., 1954), p. 125.

(8) N. S. B. Gras, op. cit., pp. 427, 431. E. M. Carus-Wilson and Olive Coleman, *England's Export Trade, 1275-1547*, Oxford, 1963, pp. 75-97.

(9) フランスにおいて、以後エクセターの主要な市場の1つとなる Toulouse では、14世紀後半、フランドル、ブラバントの毛織物が、イングランドの粗質毛織物に次第に敗退して行く過程がはっきり読み取れる。Philippe Wolff, "Un chemin de Flandre", *Le moyen age*, No. 3-4, 1946, p. 271. Philippa Wolff, "English Cloth at Toulouse, 1380-1450", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., Vol. II, No. 3, 1950, p. 291.

第I表 デヴォンシャー毛織物工業の分布(注)

A. 1395-1396年			B. 1396-1397年		
都市, 村名	販売人数	販売量	Hundred	販売人数	販売量
Barnstaple	12	977 $\frac{1}{2}$	Braunton, Sherwill (含 Barnstaple)	108	1094
Exeter	?	714	Fremington, Hart- land, Shebbear,		
Torrington	5	116	Black, Torrington,		
S. Molton	5	53 $\frac{1}{2}$	Lifton	27	284 $\frac{1}{2}$
Bampton	6	159 $\frac{1}{2}$	S. Molton, N. Molton,		
Cullompton	4	20	Witheridge, Bampton,		
Culmstock	8	185	Tiverton, その他	37	302 $\frac{1}{2}$
Honiton	6	c. 250	Axminster, Colyton,		
Newton Bushell	3	26 $\frac{1}{2}$	その他	8	26 $\frac{3}{4}$
Dartmouth	2	16 $\frac{1}{2}$	Exminster, Haytor,		
Totnes	4	47 $\frac{1}{2}$	その他	7	45 $\frac{1}{2}$
Plymouth	5	36 $\frac{3}{4}$	Coleridge, Plympton,		
Kingsbridge	2	25 $\frac{3}{4}$	その他	29	243 $\frac{1}{2}$
Plympton	5	46	Roborough, Plymouth		
Tavistock	3	36	その他	14	70 $\frac{3}{4}$
Okehampton	3	35 $\frac{1}{2}$	Crediton, W. Budleigh,		
Crediton	2	42	N. Tawton,		
Chulmleigh	4	28	その他	12	71
S. Tawton	1	15	Exeter.	?	680 $\frac{1}{2}$
Ashburton	2	38 $\frac{1}{2}$			

(注) R. Pearse-Chope, op. cit., pp. 577-9より作成。毛織物販売量の単位は、Cloth of assize.

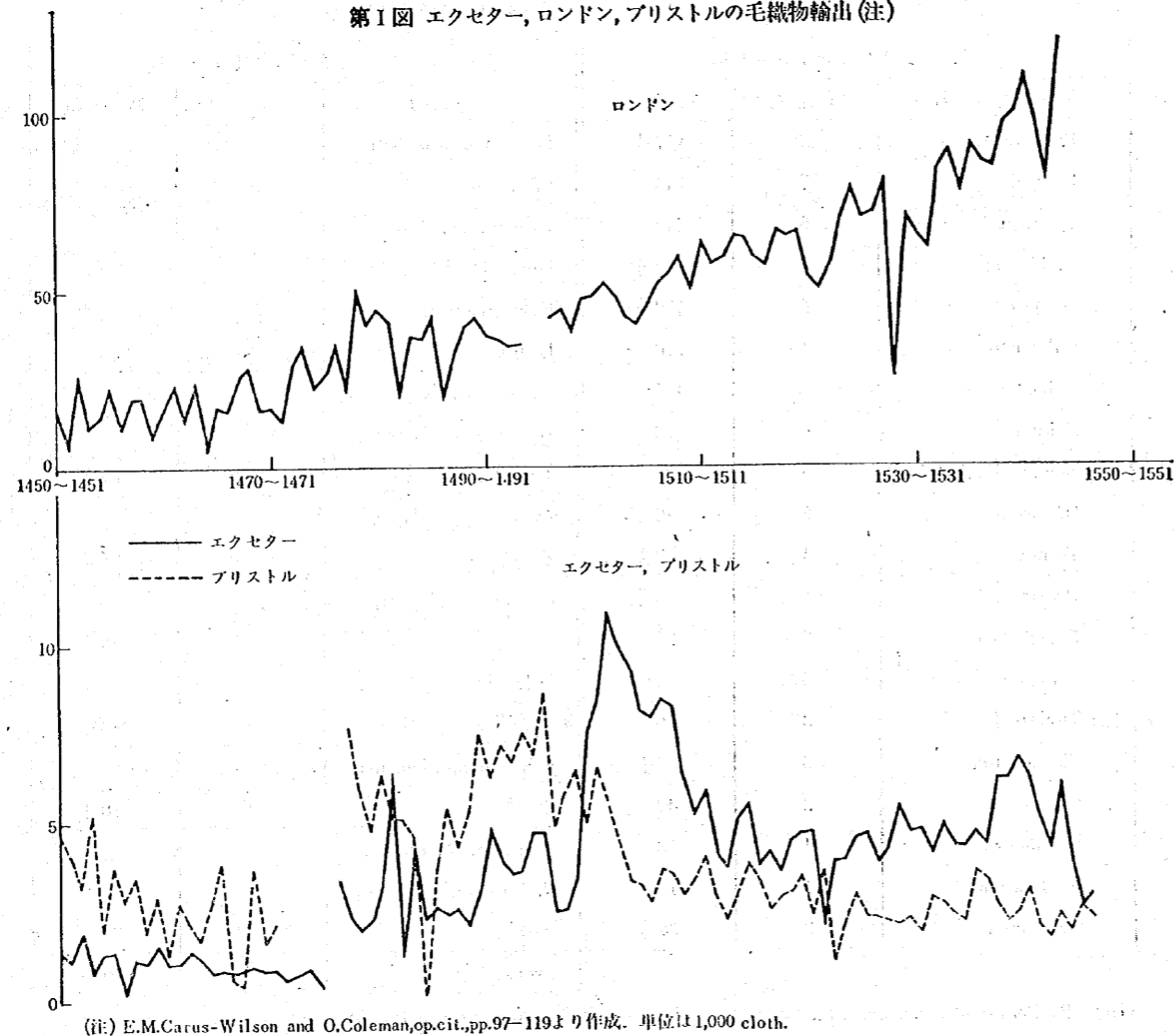
セターは、この粗質毛織物の輸出に向うことになる。

13世紀にデヴォンシャーの農村で生産された straits は、極めて粗質の低廉な毛織物であり、明らかに農民の需要を充たすためのものであった。従って、この straits の生産は、デヴォンシャー各地に分散しており、地域的な特化はみられない。ところで、こうした分散性をもつ straits の生産も、14世紀後半に南欧市場への輸出が伸長する頃には、第I表に示したように、明らかに地域的な集中傾向が目立ち始める。すなわち、ブリストルに近い北部の都市バーンスタプル (Barnstaple) および東部のエクセターの毛織物販売人数、取引量は、他の場所のそれを大きく上回り、両者の周辺農村地域に straits の生産が集中し始めたのである。もともと農民の需要を充たすために生産され、従って各地に分散して発芽したような農村工業が、輸出の伸長期に都市の周辺地域に吸収

注(10) W. G. Hoskins, *Devon*, p. 125.

(11) R. Pearse-Chope, "The Aulnager in Devon", *Report and Transactions of the Devonshire Association for the Advancement of Science, Literature and Art* (以下、T.D.A. と略記), Vol. XLIV, 1912, pp. 576-7.

第I図 エクセター、ロンドン、ブリストルの毛織物輸出(注)



(注) E.M.Carus-Wilson and O.Coleman, op.cit., pp.97-119より作成。単位は1,000 cloth.

されつつあった事実は、都市が何等かの形で農村工業を組織し、これを利用し始めたことを物語る。就中、北部の都市バーンステイブルにおいては、既に1303年には、Guild of St. Nicholasなる商人ギルドが活躍しており、バーンステイブル周辺地域へのstraits生産の集中は、このことと無関係ではなからう。いずれにしろ、デヴォンシャーの毛織物が、狭い地域的な市場から抜け出して輸出用の販路に乗り始めた第1期、すなわち14世紀後半の都市の動向には興味深いものがあったといえよう。

さて、第I図は、15世紀中期から16世紀中期に至る1世紀間のエクセターの毛織物輸出とブリストルおよびロンドンのそれを比較したものである。ブリストルの輸出は、前述したように、14世紀後半以降、フランドル毛織物工業との熾烈な競争の末にイングランド毛織物工業が国際市場に進出する契機となったものであり、粗質毛織物カージーを内容とするものである。ブリストルの輸出

注(12) C. Gross, *The Guild Merchant: A Contribution to British Municipal History*, Oxford, repr., 1967, Vol. I, p. 9.
 (13) R. Pearse-Chope, op. cit., p. 577.

がようやくピークを迎え、以後次第に下降線をたどり始める15世紀末期に、エクセターの輸出が急伸長を示している点注目に値する。他方、15世紀中期以降のロンドンの輸出は、いうまでもなくイングランド毛織物の主流が良質の白地広幅織に重点を移し、アントワープ市場に傾斜し始め、ロンドンからの半製品をアントワープが仕上するという形で国際分業に組み込まれて行く過程を示すものである。しかし、この後年のイングランド毛織物の主流となるロンドン経由の白地広幅織の動きともエクセターの輸出は異なるものである。この意味で14世紀後半から16世紀前半に至るイングランド毛織物貿易のいわば第1局面ともいべき時期の主要な毛織物輸出の動向の中において、エクセターは特異な道を歩み出したといわなければならない。この15世紀末期以降のエクセターの輸出は、前述した第1期の輸出飛躍期のデヴォンシャー毛織物が、カージーのうちでもかなり粗質のstraitsであったのに対して、同じくカージーの一種ではあるがstraitsよりも良質のダズン(Devonshire dozen)を内容とするものであり、輸出市場も第1期と同じく南欧市場である。

1442-3年のマーチャント・アドヴェンチャラズによるアントワープにおける指定市場の設置に端的に示されるように、かつてフランドル毛織物工業との競争に敗れたイングランド毛織物工業が、15世紀中期以降、次第にその競争相手の本拠、フランドル、ブラバントに進出し、これによってフランドル、ブラバントの毛織物工業が良質の広幅織を捨てざるをえず、輸出不振の打開策として薄手毛織物(draperie légère)に転進し、地中海市場にその活路を見出したことはよく知られている事実である。フランドル、ブラバントの薄手毛織物は、当初、ブリュージュ、アントワープを拠点とするイタリア、スペイン商人によって、南欧市場を見出し、次第に北部のライデン、ブラバントのブリュッセル、西部のイーブル、ワロン地方のアルマンティエ、リル、トゥルネイ、アラス、カンブレ、モンス等の都市毛織物工業を甦がえらせたのみならず、後年のサイ(say)織の

注(14) この点については、船山栄一『イギリス貿易の構造変化』、社会経済史学、第37巻第1号、13-20頁参照のこと。

(15) W.G. Hoskins, *Devon*, p. 125.

(16) F.A. Mace, "Devonshire Ports in the Fourteenth and Fifteenth Centuries". *Trans. Royal Hist. Soc.*, 4th ser., Vol. VIII, 1925, p. 126. E.M. Carus-Wilson, *Expansion of Exeter*, pp. 13-14. 尚、エクセター経山のカージーの南欧市場、就中、フランス市場への進出が、比較的容易であった原因として、フランス、殊にToulouseとフランドル、ブラバントとの交易が片貿易であるのに対して、イングランドとToulouseとの取引は、イングランドがToulouse産の媒染剤である大青(pastel, woad)を毛織物輸出の見返品として輸入し、安定的であったことも考慮しなければならないであろう。この点に関しては、J. Godard et Philippe Wolf, "Un courant commercial à travers la France au début du XV^e siècle: de Toulouse au Pay-Bas", *Revue du Nord*, Tome XXXII, 1950, p. 36を参照のこと。

(17) Astrid Friis, *Alderman Cockayne's Project and the Cloth Trade, The Commercial Policy of England in its Main Aspects, 1603-1625*, Lond., 1927, p. 16.

(18) E. Coornaert, *Un centre industriel d'autrefois, La draperie-sayetterie d'IJlonschoote, XIV^e-XVIII^e siècle*, Paris, 1930, pp. 12-13.

(19) H. van der Wee, *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy (Fourteenth-Sixteenth Centuries)*, The Hague, 1963, Vol. II, p. 77.

(20) E. Coornaert, op. cit., p. 14.

(21) E. Coornaert, "Draperies rurales, draperies urbaines: l'évolution de l'industrie flamande au moyen âge et au XVI^e siècle", *Revue belge de philologie et d'histoire*, Tome, XXVIII, 1950, p. 73. アラスの毛織物工業については、山瀬善一、『フランドルにおける初期の都市ブルジョアジー、—アラスを中心として—』、社会経済史学、第24巻第5・6号、83-6頁参照のこと。

中心地ホントスホーテの農村工業をも輸出産業として発展させる契機となった。⁽²²⁾ こうして15世紀末期から16世紀前半のヨーロッパの毛織物市場は、南部ヨーロッパ——フランドル、ブラバントの薄手毛織物、北部ヨーロッパ——イングランドの厚手広幅織によって2分され始めたのである。

15世紀末期以降の端緒的なヨーロッパ市場の分割は、イングランド国内においては、ロンドンの比重を高め、イングランド各地の毛織物生産地を白地広幅織の生産に向わせ、ロンドンからの白地広幅織をアントワープが仕上するという周知の国際分業体制に組み入れることになる。他方、イングランド国内において、こうした流れとは別のところで、後年のイングランド毛織物の主流となる白地広幅織がフランドル、ブラバントに進出する以前の14世紀末期に、イタリア商人によって南欧市場に向けて輸出された毛織物があった。⁽²³⁾ すなわち前述のプリストル、サザンプトン経由の粗質で軽いカージーおよびウーステッドである。これらは共に鮮かに染色された完成品であり、旧毛織物ではあったが南欧市場には好適の毛織物であり、⁽²⁴⁾ フランドル、ブラバントの薄手毛織物が南欧市場に進出する以前にこの市場を見出ししていたのである。プリストル、サザンプトン経由のカージーの輸出の沈滞のち、この系列を受け継ぎ、南欧市場に進出したのがエクセター経由のカージーであり、15世紀末期に南欧市場に輸出を急増させたのは、イングランドでは、エクセターだけである。従って、15世紀末期以降のエクセター経由の仕上カージーの南欧市場への輸出こそ、フランドル、ブラバントの薄手毛織物の同じ市場への転換に照応するものだったのである。⁽²⁵⁾

さて、ここでフランドル、ブラバントの薄手毛織物と軌を一にして南欧市場にカージーを送ったエクセターの都市工業を分析するに先立って、当初、プリストル、サザンプトン、次いでエクセターに引継がれた仕上毛織物カージーの輸出が、14世紀末期から16世紀前半までのイングランド経済にどのような意味をもったのかを簡単にみておこう。14世紀末期のイングランド毛織物の国際市場での回復の荷い手となったカージーは、1323年の最初の毛織物規格統一制定法の対象外にあったため、⁽²⁶⁾ カージーが南欧市場に輸出され始めるや統治機構はこれを輸出市場に積極的に乗せるため、他の毛織物の規格を統一した制定法を徹廃し、総ての毛織物の規格の調査を毛織物検査官(alnager)の手に委ねたのであった。⁽²⁷⁾ その後、15世紀末期に至ってこのカージーの輸出が再びエクセター経由で伸び始めると、従来の規格統制法にもまして詳細な法があらわれ、カージーの規格がここに初めて制定法に盛り込まれることになる。こうした統治機構による付加価値の高い仕上製品としての⁽²⁸⁾

注(22) E. Coornaert, La draperie-sayetterie, pp. 16-17.

(23) A. Friis, op. cit., p. 16.

(24) この時代のウーステッドの南欧市場への輸出については、拙稿、「近世初頭東部イングランドにおけるウーステッド毛織物工業」, 三田学会雑誌, 第61巻第12号, 94頁参照のこと。

(25) E. Coornaert, La draperie-sayetterie, p. 12.

(26) A. Friis, op. cit., p. 33.

(27) R. Pearse-Chope, op. cit., p. 572.

(28) The Statutes of the Realm, Vol. II, repr., 1963, 4 Edw. IV, c. 1, pp. 403-4.

カージーへの注目は、輸出のための規格統一への動きのみならず、⁽²⁹⁾ 関税へのカージーの組み込みにもみてとれる。規格が制定法に盛り込まれる以前においては、カージーは、the cloth of assizeの対象外であり、その価格も法の適用範囲外にあったため関税支払品目の外にあったが、⁽³⁰⁾ カージーの輸出が増加し始めると、こうした弊害を除去し、これを財政的に利用せんがために、統治機構は、毛織物換算制度(a scale of equivalent)を導入し、3カージー=1 cloth of assizeという換算率で課税物件に加えることになったのである。⁽³¹⁾ こうして、付加価値の高い仕上毛織物カージーの14世紀末期、殊に15世紀中期以降の輸出の増加に対して、統治機構は、この規格を統一し、関税課税物件として拾いあげるから更に一歩進んでカージーをもってイングランドの「工業化」を押し進めるべく、他の毛織物もカージーと同様に完成品を国内で生産し、雇用を促進し、輸出商品の付加価値を高めるため、半製品の輸出の全面的な禁止という政策をとったのである。⁽³²⁾⁽³³⁾

しかしながら、1467年、1487年の未仕上白地毛織物の輸出禁止法がほとんど実行されなかった⁽³⁴⁾ ことから明らかのように、イングランドの毛織物輸出の現実の動きは、15世紀後半以降は、白地広幅織が主流となりつつあり、アントワープへの依存関係を深め、半製品を中心とするものに代り、カージーを範として構築された完成品の国内での生産を奨励する政策との間に大きな乖離が生じつつあったのである。イングランドの総ての毛織物をカージーと同じく付加価値の高い輸出商品にせんとした統治機構の政策の失敗の背後には、低地地方の反対、ロンドンを拠点とするマーチャント・アドヴェンチャラーズの既得権の強さ、⁽³⁵⁾ ハンザ商人の抵抗があったのであり、マーチャント・アドヴェンチャラーズ、ハンザ商人は、未仕上白地毛織物禁止の法を、許可制による未仕上白地毛織物の輸出という方法で容易に逃れえたのである。⁽³⁶⁾ カージーをもって原料供給国から一挙に完成品を輸出するヨーロッパの先進的「工業国」に飛躍せんとする統治機構の政策が、如何にイングランドの工業発展の現実の流れと乖離していたかは、こうした政策の典型的なものであった1615年のかのAlderman Cockayneによる王立特権会社(King's Merchant Adventurers)にすら、年3000反の未仕上白地毛織物の輸出を認めざるをえなかった⁽³⁷⁾ ことから容易に察しられよう。

ところで、イングランドの毛織物の大勢が、当初統治機構が目指した付加価値の高い完成品の輸出から次第に離れ、アントワープへの依存を高めつつも、輸出を増加させて行く中で、当初の方向

注(29) 当時の統治機構のカージーへの注目の意味については E. Miller, op. cit., pp. 78-9.

(30) A. Friis, op. cit., p. 38.

(31) Ibid., p. 38.

(32) この点に関しては、城戸毅、「15世紀の土地所有課税」(イギリス中世史研究会編、「イギリス封建社会の研究」, 東京, 1970, 所収), 379-80頁を参照のこと。

(33) The Statutes of the Realm, Vol. II, 7 Edw. IV, c. 3, p. 422, 3 Hen. VII, c. 12, p. 520.

(34) A. Friis, op. cit., p. 39.

(35) Ibid., p. 40.

(36) Ibid., p. 40.

(37) Select Charters of Trading Companies, A. D. 1570-1707, ed. by Cecil T. Cass (The Publications of the Selden Society, Vol. XXVIII, 1913), p. 95.

で輸出を伸ばしたカージーも 16 世紀前半に 1 つの転期を迎えることになる。すなわち、今や既得権を強化したロンドンのマーチャント・アドヴェンチャラーズは、カージーすら未仕上白地のままアントワープに送り、ここで仕上した後、南欧市場に送ることを望むようになったのである。つまりカージーが白地広幅織のルートに巻き込まれて行くのであって、この傾向は、殊にイングランド北部で生産される Northern dozen には著しかったのである。ロンドン経由の白地カージーはこの時代に増加し、フランドル地方においても、このカージーの完全な模倣が現われるほどであった。⁽³⁹⁾ 第 I 図に示した 1520 年以降のエクセターの輸出の停滞は、南欧市場へのアントワープ経由の北部イングランド産のカージーの進出あるいは南欧市場へのフランドル、ブラバント、北部フランスの薄手毛織物の輸出の増加によって惹起されたことも事実であるが、これに加えて、デヴォンシャーの白地未仕上毛織物が、エクセターに集荷され、仕上・染色された後、エクセターから直接に南欧市場に向わず、ロンドンに吸収されたことを示すのである。従って、16 世紀前半のデヴォンシャーの都市エクセターは、デヴォンシャー農村のロンドンとの直結によって、その存在理由を脅かされつつあったといえよう。以上 14 世紀後半から 16 世紀前半に至る 2 世紀間のカージーの輸出の動向とそれがイングランド経済に如何なる意味をもったのかを概観した訳であるが、この間、これに対応してエクセターはどのような動きを示したであろうか。以下この点を見てみよう。

II

15 世紀末期以降のエクセター経由のカージー (Devonshire dozen) の輸出市場の急激な拡大は、都市内部の商工業組織に大きな波紋を起こすことになった。急激な経済的機会の拡大が、都市内部にどのような変化をもたらしたかを、商人間の相克と仕上業者の抬頭に焦点をあわせつつみておこう。15 世紀を通じて、周辺農村において生産される未仕上白地カージー (raw kersey) を都市に集め、これを国内および海外市場に向けて販路に乗せるのは、市内の merchant, mercer, grocer, draper 等の商人と手工業者的側面と商人的側面を併せもつ仕立業者 (tailors) であった。⁽⁴²⁾ 彼等はまた市会

注(38) 'Guicciardini's Description of the Trade of Antwerp, 1560', in Tudor Economic Documents, ed. by R. H. Tawney and E. Power, New Impr., Lond., 1963, Vol. III, p. 168.

(39) H. van der Wee, op. cit., p. 187.

(40) エクセターのフランスにおける伝統的な市場、Toulouse の毛織物商人ララン家 (Les de Laran) の帳簿にあらわれた取引毛織物は、16 世紀中期以降、パリ、ルーアン、リル、アウグスブルグ、ヴェニス、ジェノア、フロレンスのものが多く、イングランド毛織物の地位の低下は明らかである。R. Doucot, "Les de Laran, marchands drapiers a Toulouse au XVI^e siècle", Annales de Midi, Tome LIV, 1942, pp. 85-7.

(41) M. Dunsford, Historical Memoirs of the Town and Parish of Tiverton, Exeter, 1790, p. 36. (この文献は、和歌山大学、角山栄先生より御借りした。記して御礼申し上げます。)

(42) エクセターのこの時代の仕立業者が、かなりの規模で商取引を行なったことは、John Ector alias Ector of Exeter, 'marchant', alias 'taillour', John Godescote alias Guttscote alias Guscote of Exeter, 'marchant' alias 'taillour' なる記述からも明らかである。Calendar of Patent Rolls, Edw. IV-V, Richard III, 1476-1485, pp. 261-2.

(common council) の構成員であり、市会、市長の選挙母体である有力商人の団体、36人衆 (36 electors) を構成していた。⁽⁴³⁾ ところが、カージーの輸出が急伸長を示す以前の 1466 年、市内の毛織物・その他の流通を荷っていた前述の市の支配層の間に分裂が起こり、仕立業者が、彼等自身、市当局の構成員でありながら、従来から市内のギルドの承認権を保持していた市当局を飛び越えて、国王に仕立業者のギルドの承認勅許状を要請し、自治体 (incorporation) 特権を獲得したのである。⁽⁴⁴⁾ エクセターの対仏取引が、ピキニ (Piquigny) の和平によって急速に拡大し、カージーに対するフランス市場の需要が急激に増加し始める 1476 年に、⁽⁴⁵⁾ 1466 年の勅許状獲得後、市内の毛織物工業関係者および小商人、更に市外のそれをも自己のギルドに組入れ、Livery Company として、⁽⁴⁶⁾ 国王から大幅な特権を与えられ、市内の流通部門に進出し始めていた仕立業者のギルドと仕立業者以外の商人は係争に入り、⁽⁴⁷⁾ 国王の仲裁にもかかわらず、双方の抗争は、その後、1483 年まで継続することになる。⁽⁴⁸⁾ この間、毛織物輸出の急伸長という経済的機会の拡大に直面した仕立業者以外の商人は、市長および市会の名を借りて、自己の流通独占を制限する力をもつに至った有力なギルドを押えんとして、仕立業者のギルドへの勅許状を徹廃すべく国王に働きかけ、仕立業者の方もまた国王権力を後盾として、自からもこうした経済的機会の拡大の分前にあずからんとし、ギルドの支配力の強化に努めたのである。この抗争は、仕立業者のギルドを承認した勅許状の撤廃によって終結したが、その後、⁽⁴⁹⁾ 仕立業者のギルドが存続し、勅許状に盛られた特権を行使しているところからみて、仕立業者以外の商人との間に何等かの妥協が成立したと思われる。⁽⁵⁰⁾ いずれにしろ、仕立業者のギルドとその他の商人層との抗争は、急激に拡大したカージーの輸出の流通独占をめぐる商人間の激しい勢力争いのあらわれとみる事ができよう。⁽⁵¹⁾

エクセターにおける急速な毛織物輸出の拡大は、都市の流通部門のみならず、手工業者の地位に

注(43) T. Smith (ed.), English Gilds (Early English Text Society, Original Series, No. 40, Oxford, repr. 1963), pp. 302-3.

(44) Calendar of Patent Rolls, Hen. VI-Edw. IV, p. 543, Membrane 10.

(45) M. Mollat, Le commerce maritime Normand a la fin du moyen age, Étude d'histoire économique et sociale, Paris, 1952, p. 133.

(46) T. Smith, op. cit., pp. 311.

(47) 1466年の Tailors Gild は、頂点に Liverymen である M. ys ffelescepe, その下に Master である Yowte Brodere, Scoppe-holder, 更にその下に Ffre sawere, Seruants という形で構成されており、1479年には、それが Masterys ffelasschepe (Liverymen), 次いで Shoppeholders of the Yemen ffelasschepe (Shop-holders or master tailor), その下に ffre sawere, seruant (Journeymen) という構成となる。T. Smith, op. cit., pp. 313-4.

(48) T. Smith, op. cit., 302-4.

(49) F. Rose-Troup, "The Kalenders and the Exeter Trade-Gilds before the Reformation", T. D. A., Vol. XLIV, 1912, p. 426.

(50) T. Smith, op. cit., p. 299.

(51) この仕立業者とその他の商人との抗争を、仕立業者が市内の手工業者の利益を代表し、寡頭制支配を強めんとする商人層に対して争った「民主化闘争」とみる見方(例えば、J. R. Green, Town Life in the Fifteenth Century, Lond., 1894, Vol. II, p. 184)もあるが、エクセターの tailors は、以前から市会を構成し、市の支配層であるから、経済的機会の拡大の獅子の分前にあずからんとする市の支配層内部の争いとみる方が妥当であろう。この点に関しては、B. Wilkinson, op. cit., pp. 27-8, を参照。

も大きな変化を巻き起し、より複雑な様相を呈することとなった。つまり輸出商品が仕上・染色毛織物であったことから、ここに手工業者としての仕上工及び染色業者との関係が、更に加わることになる。15世紀半ば以前に、既に市内には、縮絨工 (tuckers) のギルドが市当局の承認をえることなく形成されていたが、1471年までにこの縮絨工のギルドは市内の織布工および剪断工 (shearer) をそのギルドに組み入れ、かなり有力なギルドに成長していた。前述の1466年の仕立業者と市当局との毛織物販売の独占をめぐる係争の最中に、仕上工ギルド (The Guild of Weavers, Tuckers and Shearmen) もまた仕立業者と同様、市当局を無視して国王にギルドの自治権を要請したのである。⁽⁵²⁾ この国王によるギルドの承認の勅許状獲得に失敗した仕上工ギルドは、次いで数年後に、市当局に対してギルドの承認を迫った。彼等が市当局の認可をえるべく提出した請願書から見限り、例えばギルド会員は、予めエクセターの自由市民権を獲得していること、ギルドの役員、規約は市当局による事前の了承を必要とすること、あるいはギルド規約に違反した場合に会員から徴収する料金の半分は市当局の取分となる等の条件から明らかなように、仕上工ギルドの自治権は、大幅に制限されたものであったし、市当局も結局、この段階では、仕上工ギルドの要請を却下しているのである。⁽⁵³⁾ 農村で生産されたカーギーを集荷し、これを輸出する商人は、市場が完成品を需要するものである限り、仕上工に依存せざるをえない訳であって、商人の輸出に不可欠の仕上工程が、仕上工ギルドという形で独立し、手工業者団体として自治権を獲得し、商人による仕上工程の経済的支配に抵抗することは、勿論商人にとっては不都合なことであったから、仕上工ギルドの自治権獲得の動きに対しては、市会を構成する商人は、これを牽制する方向に動いたのである。⁽⁵⁴⁾

しかしながら、仕上工ギルドの自治獲得の動きを封じることによって、仕上工程の包摂あるいは問屋制的支配の道を残さんとした商人の意図は、それ以後における仕上毛織物カーギーの輸出の継続的な増加が、市当局の承認如何にかかわらず、仕上工ギルドの地位を一層高めたこと、加えて、仕上工の一部は、エクセターに持込まれた未仕上白地カーギーを自身の資力で購入し、仕上し、次いで染色業者に染色させた後、これを販売し始め、次第に流通部門に進出し始めたことによって、破綻せざるをえなかったのである。⁽⁵⁵⁾ もともとエクセターにおいては、都市の経済活動に対する市当

注(52) Beatrix F. Cresswell, A Short History of the Worshipful Company of Weavers, Fullers and Shearmen of the City and County of Exeter, Exeter, 1930, p. 14.

(53) Ibid., p. 7.

(54) Ibid., p. 7.

(55) Tudor Economic Documents, Vol. I, pp. 169-173.

(56) エクセターの仕上工ギルドの国王の勅許状 (Letters Patent) による認可 (Incorporation) あるいは、市の Charter による認可については、諸説があり、市当局によって、この時点で認可されたとするもの、例えば、The Description of the Citty of Excester by John Vowell alias Hoker, trans. and ed. by W. J. Harte, J. W. Shopp and H. Tapley-Soper (The Devon and Cornwall Record Society)—以下 Hoker, Description と略記—Pt. III, 1919, p. 844, W. Cotton, "Some Account of the Ancient Guilds of the City of Exeter", T.D.A., Vol. V, 1872, p. 134, Beatrix F. Cresswell, op. cit., p. 31. あるいは、この時点では、市当局によって認可されないとするもの、例えば、J. Youings, Tuckers Hall, Exeter; The History of a Provincial City Company through Five Centuries, Exeter, 1968, p. 46. がある。

(57) J. Youings, op. cit., p. 6.

局の干渉・支配はかなり強く、こうした傾向は、ギルドが自治を要求する力を得て来た15世紀には殊に著しかった。市当局は、手工業者のそれにしろ、流通に携わる者のそれにしろ、既に市当局の承認を受けることなく形成されていたギルドを承認することに極めて慎重であった。通常イングランドの都市はギルド形成の承認権をもち、この承認権は国王からの勅許状の裏付けがあつて初めて有効性を発揮しえたが、エクセターにおいては事態は逆であつて、国王の承認権は市当局の権威の阻害とみなされ、市当局は、極力市内のギルドを国王からの干渉から排し、自身の手で承認せんとしていたのである。⁽⁵⁸⁾ 市当局がその存続を承認したギルドも、その承認に当って、ギルドの解散権を市当局が握るという条件を付されたものが少なくなく、またギルドの自治権、あるいはギルドによる市内の同業者の包摂と支配も大幅に制限されていた。⁽⁵⁹⁾ 従つて、市当局によるギルドの承認は、単に当該ギルドの市当局への依存、従属の確認にしか過ぎなかつた。⁽⁶⁰⁾ 15世紀中期以降のエクセター市当局のこうした方針は、大方の都市では既に確立していた各ギルドの同業者包摂とギルドという形での都市内部の社会的分業あるいは経済的諸機能の制度的な分担という体制の確立を遅らせる結果となり、皮肉なことに、一面において、手工業者あるいは流通に携わる都市住民が、ギルドに制約されることなく経済活動を拡大しようとする隙を作り出していた。⁽⁶¹⁾ 1466年以降、市当局の権威を無視して直接国王と結びつき、市内の手工業者あるいは商人をその支配下におさめた仕立業者は、こうしたエクセターにおける経済制度の特殊性——一部商人によって構成され、都市の経済活動への干渉・支配力の強い市当局の存在と他方における都市の経済活動のギルドという形での組織化の未発展——を巧妙に利用したものであつた。15世紀末期に都市内部に経済的機会の急激な拡大という要素が生じ、都市居住者が、こうした隙を最大限に利用し始めると、エクセターにおける経済制度のこうしたあり方は、市内の経済活動全般に亘つて干渉、支配権をもたせるべく従来から可能な限り市当局を強化し、これをその流通独占と手工業者支配の唯一の拠りどころとしていた商人層に逆に不利に作用することになったのである。15世紀末期以降のエクセターにおける経済的機会の急速な拡大は、一部商人の流通独占と手工業者支配を動揺させ、以後、商人と手工業者との力関係は不安定となり、商人はたえず流通への手工業者の進出に脅かされることになる。そして、こうした事態に直面した商人層は、その流通独占の強化と手工業者支配実現のためには、自身もまた市当局以外の権威にたよらざるをえなくなったのである。流通独占を脅かす仕立業者と妥協し、仕立業者を再び市当局内部に組み入れることによって一応の危機を回避した後、商人が市長, bailiff, 市

注(58) Ibid., p. 11.

(59) F. Rose-Troup, op. cit., p. 415.

(60) 例えば Cordwainer のギルドの市への従属の強さについては、T. Smith, op. cit., p. 335, Baker のそれについては、Ibid., pp. 336-7.

(61) F. Rose-Troup, op. cit., p. 415.

(62) W.T. MacCaffray, Exeter, 1540-1640, The Growth of an English County Town (Harvard Historical Monograph, Vol. XXV), Camb. Mass., 1958, p. 18.

(63) T. Smith, op. cit., p. 329.

会の名において、かつて13世紀中期に消滅した Guild Merchant⁽⁶⁴⁾を復活すべく、ヘンリ8世に、その承認の勅許状を要請した事実は、この間の事情を端的に物語るものである。しかし、この試みも失敗し、商人による流通独占の強化と手工業者支配は、早晩、何等か別の形で解決されなければならなかったのである。

16世紀半ばに近づくにつれて、仕上毛織物としてのカージーすらも、マーチャント・アドヴェンチャラーズによって、ロンドン—アントワープ体制に組み入れられ、これによってエクセターが、その集荷機能を奪われつつあったことは先にふれた。元来、エクセターの輸出商人は、エクセターが北フランスに地理的に近いことに加えて、そのカージーの輸出の金融を、フランス、スペイン等からの輸入品をデヴォンシャーの農村地域で販売することによって行なっていたから、彼等にとってフランス、スペインとの直接取引こそ望むところであった。デヴォンシャー農村がロンドンと直結し、未仕上白地カージーをロンドンに送り、エクセターから独立することは、エクセターの輸出商人にとっては、その経済的基盤の喪失を意味した。こうした状況の下では、都市エクセターの集荷機能の維持は、エクセター商人の急務であった筈であり、商人の利益を反映した都市の政策が、16世紀半ばに近づくにつれて次第に日程にのぼり始めることになる。先ず、1533年には、市会の条令によって、都市外から市内に毛織物を持込む者は、Guild Hallで毛織物を販売することが義務付けられた。次いで1538年には、市参事会員が、敷地および40ポンドを提供し、織糸、羊毛、未仕上白地カージーの公設市場を建設することを申し出、市会は直ちに国王に対して、これら商品を取扱う特別週市特権を要請すること、並びに公設市場(Market House)を市の費用で建設することを決定した。この特別週市特権の要請は、明らかに都市商人によるエクセターへの集荷強制の意図を反映したものであって、これに対しては、直ちに、ロンドンへ未仕上白地カージーを直送し、エクセターから独立し始めていたエクセター近郊の農村工業町クレディトン(Crediton)が反対し、係争に入ったが、枢密院の仲裁の結果、未仕上白地毛織物(rawe cloth)および織糸(woollen yearne)の取引は、エクセターの独占するところとなった。これらエクセター商人による周辺農村の未仕上白地カージーの強制集荷策と照応して、この時期にはまた、カージーは、仕上・染色・圧縮された都市の検印なしには卸・小売とも販売できない旨の制定法並びにデヴォンシャー産の白地毛織物(white playne straights, pynned white streights)を仕上のために都市に持込む者は、都市当局による検査、検

注(64) B. Wilkinson, op. cit., pp. xviii-xix.

(65) C. Gross, op. cit., Vol. II, p. 86.

(66) W.B. Stephens, Seventeenth Century Exeter: A Study of Industrial and Commercial Development, 1625-1688, Exeter, 1958, p. 35.

(67) W. T. MacCaffray, op. cit., p. 75.

(68) Hoker, Description, p. 916.

(69) W.T. MacCaffray, op. cit., p. 75.

(70) Ibid., p. 76.

(71) The Statutes of the Realm, Vol. IV, Pt. I, 5 & 6 Edw. VI, c. 6, § XX, An Acte for the makinge of Woollen Clothe, p. 140.

印を受けるべき旨の制定法が發布されている。エクセター市条令あるいは制定法によって、エクセターの集荷機能の維持を図った商人は、更に進んで、市の負担によって市内に持込まれる総ての毛織物の集荷のために、公設市場(Merchant Hall)を新たに設置し、以後、数年のうちに羊毛、織糸、未仕上白地毛織物の取引場所として、それぞれ別個の公設市場を市内に設置することに成功しているのである。エクセターの後背地の農村工業がロンドンと直結することによって独立することを阻止するべく、羊毛、織糸、未仕上白地毛織物のエクセターへの強制集荷を実現しようとした商人の意図が、ある程度の成功をみたことは、Merchant Hallにおける検査、検印の請負料の増加によって裏付けられる。また、ロンドン商人のエクセター近郊農村あるいはエクセター市内での未仕上白地カージーの買付けに対しても、商人は市会を利用し、ロンドン商人による歳市での販売には他地の商人にもまして大幅な特権を与える一方、前述の公設市場 Merchant Hallでの農村未仕上白地カージーの総ての取引を歳市以外の週市に限定するという形で巧妙にロンドン商人による未仕上白地カージーの購入を排除し、近郊農村あるいは市内の未仕上白地カージーの購入を事実上自身が独占したのである。

さて、上に述べたような形で、後背地を再び自己の勢力圏に引き入れ、都市機能の回復を図ったエクセター商人は、次いでその輸出市場との直接取引の保証を求め、これを機構的に確立し、独占するためより強力な方策を実行に移すことになる。1556年、市会は、エクセター商人が国王から勅許状を受けて、国内において、フランス、スペイン、ポルトガルとの取引を独占する商人団体を形成することを決議し、これを国王に要請した。2年後にエリザベス1世によって与えられた勅許状は、エクセター市会が要請した独占取引地域からスペイン、ポルトガルをはずしたとはいえ、A Governor Consulls and Societie of Merchantes Adventurers of the Citie of Excester, traffickinge therealme of ffrances and dominions of the ffranche kingeなる名称の下に、エクセター商人が、特権的商人団体を設立し、フランス取引を独占することを許し、当カンパニーに入会しない者がフランスとの輸出入業務に携わることを禁止したのである。ここにエクセター商人は、市会を利用する

注(72) The Statutes of the Realm, Vol. IV, Pt. I, 7 Edw. VI, c. 9, An Acte for the true making of white playne Straights and pynned white Straights in Devon and Cornwall, pp. 172-3.

(73) Hoker, Description, p. 884.

(74) Hist. MSS. Com., The Record of the City of Exeter ed. by J. Wylie, Lond., 1916, p. 290, W. T. MacCaffray, op. cit., p. 76.

(75) W.T. MacCaffray, op. cit., p. 78.

(76) Hoker, Description, pp. 885-7.

(77) Ibid., p. 916.

(78) W.T. MacCaffray, op. cit., p. 166.

(79) W. Cotton, An Elizabethan Guild of the City of Exeter, An Account of the Proceedings of the Society of Merchant Adventurers, during the latter half of the 16th Century, Exeter, 1873, p. v.

(80) Ibid., p. 2. 尚、このエクセターの特権会社は、ロンドンを拠点とするマーチャント・アドヴェンチャラーズとは何の関係もない全く別個の団体である。W.B. Stephens, "Merchant Companies and Commercial Policy in Exeter, 1625-1688", T. D. A., Vol. LXXXVI, 1954, p. 138. W. E. Lingelbach, The Internal Organization of the Merchant Adventurers of England, Philadelphia, 1903, p. 50.

ことによって、都市の集荷機能維持のためのさまざまな政策を打出したのみならず、これを十全に実現するために国王の勅許状によって、その集荷商品を供給する市場をも独占することに一応の成功をおさめることになる。ところで、こうしてロンドンの権益をも排除し、仕上毛織物を需要する最終消費地フランス市場との直接取引を保証されたエクセター商人にとって、残る問題は、結局のところ如何にして仕上・染色を掌握するかということであつたらう。この点に関して極めて興味深いのは、前述のエクセター・フランス会社の承認の要請に際してエクセター商人が国王に提出した設立趣意書の内容およびこのエクセター・フランス会社を承認する勅許状が最終的にエリザベス1世によって与えられるに至るまでの経緯である。当初エクセター商人が市会を通じて国王に提出した設立趣意書の内容は、最近、市内において多数の手工業者が商取引に進出し、商人の取扱う商品を自身で取扱うため、フランス、スペイン、ポルトガルとの輸出入取引を独占する特権会社を設立し、その時点で商業活動を行なっている者をこの特権会社に入会させ、この特権会社に入会できない者をこれらの地方との取引から排除するというものであり、しかも非会員が輸出入商品の卸売のみならず小売取引を行うことすら禁ずるといふ極めて厳しいものであつた。エクセター商人が目指したのは、外部的には、エクセター貿易の主要な相手であつたフランス、スペイン、ポルトガルとの取引をエクセターが独占し、ロンドンの支配から離脱することであつたらうが、その他方において、内部的には、明らかに前述したようなエクセターのギルド制度の特殊性故にこの時代に殊に顕著になつた手工業者の流通部門への進出を、王権を後盾としたこの特権会社をもって喰ひ止め、市内の商業と手工業とを制度的に分断することであつたと思われ。このことは、当初のエクセター商人の要求を緩和したエリザベスの勅許状に加えられた入会資格条項から明らかである。手工業者であっても、以後商業取引を行うことを希望する者は、3年以内にこの特権会社に入会可能である旨の条件が加えられたが、入会が認められた手工業者は、以後、従事していた手工業を放棄すべきこととされ、商業活動と手工業との兼営は禁止されたのである。そして、流通部門に進出し始めた手工業者とははかならぬ仕上工であつたことは、前述のエクセター商人の設立趣意書に対して、仕上工ギルド、染色業者が強い反対の意志表明を行い、枢密院に反対の請願を行なっていることか

注(81) P. Ramsey, Tudor Economic Problems (Men and Ideas: An Historical Series, I, ed. by R. W. Karris, Lond., 1968), p. 107.

(82) W. Cotton, An Elizabethan Guild, p. 1.

(83) Ibid., App., p. 104.

(84) このことは、会員のロンドン経由の輸出入取引を厳しく規制していることから明らかである。W. Cotton, T.D.A., p. 126.

(85) 16世紀半ばに、こうした形でギルドの再編成、強化が行なわれたのは、極めて時期的に遅れているといわなければならないが、このエクセター・フランス会社が、市内の経済制度の整備の1つの重要な契機となつたことは、これを機会に市内のギルドが6と明確化され、改めて市居住者が何れかのギルドに入会することを促されたことから明らかである。W. Cotton, T.D.A., p. 124.

(86) Hist. MSS. Com., p. 40.

(87) W. Cotton, An Elizabethan Guild, pp. 6-7.

ら明らかである。

輸出商人による仕上・染色の掌握・支配に関しては、エクセター・フランス会社による仕上工、染色業者の流通部門への進出の制限と並んで更に重要な事実を指摘しておかなければならない。それは、商人によるこうした試みに対する仕上工ギルドあるいは染色業者の反対理由であつて、仕上工ギルドによって枢密院に提出するべく集められた請願の中には、次のような注目すべきものがあつた。すなわち、仕上関係者、就中、染色業者の反対理由は、彼等が仕上、染色した毛織物の販売から排除されることだけでなく、従来彼等が購入していたフランスのトゥルーズ (Toulouse)、その他からの輸入品である媒染剤 (wood, madder) や漂白剤である明礬 (alum) 等の仕上原料が、エクセター・フランス会社の許可がない場合には購入不可能となるからであつた。縮絨工にしても縮絨に必要な原料(ソーダ)は輸入品にあおいでいたであろうから、仕上原料の販売を独占するような商人の要求には同様の不満をもつたであろう。いずれにしろ、エクセター・フランス会社設立の当初の目的は、手工業者、就中、仕上工、染色業者が、自身の資力で仕上毛織物を販売することを制限するのみならず、彼等の原料支配をも併せ行なおうとするものであり、これによって商人が仕上・染色のための原料供給を独占し、仕上・染色の掌握をより一層強行なおうとしたものであつた。最後に、仕上・染色部門の掌握・支配に関しては、商人あるいは市当局が、仕上固定設備に対して積極的な資本投下を行なつていたという事実を挙げておこう。仕上設備のうち最も重要な縮絨水車 (fulling mill) および付属設備は、16世紀中期には既にかなり大規模なものとなり、高額の資本投下を必要とするものになっており、個々の縮絨工がこれを建設・所有することは不可能になりつつあつた。商人のうちには、この縮絨水車を建設するものあるいは縮絨用ダム (weir) の借地権を持つものがあつたし、市当局も、市の費用で縮絨水車を積極的に建設し、これを賃貸したのである。しかもこれら市当局の建設になる市有の縮絨水車の場合には、直接の賃借者は、往々、大規模な輸出商人であつて、彼等は長期間これを賃借し、市有の縮絨水車の事実上の所有者となつていたのである。従つて縮絨工の大部分は、商人が資本投下して建設した縮絨水車あるいは事実上商人の所有するところとなつた市有の縮絨水車を、手数料を支払って使用せざるをえなかつたのである。更に市当局は、仕上設備のうち、縮絨水車ほど高額の資本を必要とせず、従つて大部分の縮絨工が所有していた張布枠 (rack) さえも市の費用で多数製造し、市有地の一部をさいて張布場とし、張布枠および張布場を縮絨工に賃貸している。また染色についても、縮絨工程と同様、市壁外の河川の一部

注(88) W. Cotton, T.D.A., p. 123.

(89) W.T. MacCaffray, op. cit., p. 141.

(90) Hist. MSS. Com. pp. 70, 308. Hoker, Description, pp. 656, 715-6. 尚、都市当局による仕上部門への干渉と仕上設備への資本投下は、フランドルのホントスホーテにもみられる。E. Coornaert, La draperie-sayetterie, pp. 182-3, 261-2.

(91) Hoker, Description, p. 700.

(92) 縮絨工が市有の縮絨水車を直接賃借する場合には、往々、1人ではなく複数の縮絨工が syndicate を作り、賃借した。J. Youngs, op. cit., pp. 75-6.

を洗場とし、あるいは市有地の一部を染色布の乾燥場として張布枠とともに染色業者に賃貸している。こうして、既にこの時期には、市内の経済活動に関する意志決定は、市当局よりもむしろ、市当局をも組み入れ、これを従属しうる地位にあったエクセター・フランス会社の支配層によって行なわれ、彼等の輸出の実現には不可欠の仕上・染色部門の掌握・支配は、仕上設備への資本投下と所有にまで及ぶこととなったのである。それでは、こうしたかなり強力な集荷・仕上中心地をかかえたデヴォンシャーの毛織物工業は如何なる工業組織をもっていたのか、また各工程を荷う者は如何なる経営形態をもち、互に関連し合っていたのか、以下この点をみてみよう。

III

デヴォンシャーの毛織物工業が、17世紀中期に徐々に旧毛織物のカージーから新種毛織物のサージあるいはベイ (bay) に転換し始めるまで、都市エクセターを含めた毛織物工業の組織は、基本的には、各工程が一応独立しているという工程間分業によって特色づけられる。16世紀中期に価格の低いスペイン産羊毛、17世紀初頭に同じく価格の低いアイルランド、ウェールズ産の羊毛の使用が一部でみられたが、大部分のカージーは、デヴォンシャー産の羊毛を原料として作られている。既に中世初期から大規模な有核村落と開放耕地制度を欠き、細村 (hamlet)、孤立農場 (single-farmstead) によっておおわれていたデヴォンシャーの農村では、囲込みの進展は著しく、囲込農場における自由農民の羊飼育が盛んであった。デヴォンシャー各地の小規模な囲込農場で生産される羊毛は、農民によってデヴォンシャー全域に分布していた都邑 (village borough) に持ち込まれ、これを農村の紡毛工、梳毛工が購入し、織糸とし、再びこれらの都邑に持ち込む。織糸は次いで織布工によって購入され、織布工は織り上げた未仕上白地カージーを商人に売却するのである。少なくとも

注(93) Hoker, Description, pp. 716. 757.

(94) Ibid., p. 747.

(95) E.A. Freeman, Exeter (Historic Towns ed. by E.A. Freeman and W. Hunt), 2nd edn., Lond., 1890, pp. 171-2. エクセター・フランス会社の市内における発言力、経済的、社会的地位が極めて高かったことは、市長は職務上 (ex officio)、エクセター・フランス会社の役員であり、また、1559-1601年のエクセター・フランス会社の Governor 45名中、平均して、1人1回は市長職に就いていることから明らかであろう。W. Cotton, An Elizabethan Guild, pp. 25, 42-3.

(96) Acts of the Privy Council of England, New Series, ed. by J.R. Dasent, Lond., 1890, Vol. I, A. D. 1542-1547, p. 439.

(97) W.G. Hoskins, Industry, Trade and People in Exeter, 1688-1800 (History of Exeter and the South West Research Group, Monograph VI), Exeter, 2nd impr., 1968, pp. 30-1.

(98) W.J. Blake, "Hooker's Synopsis Chorographical of Devonshire", T.D.A., Vol. XLVII, 1915, p. 346.

(99) W.G. Hoskins, Devon, p. 69.

(100) Ibid., p. 71.

(101) W.J. Blake, op. cit., p. 346.

(102) デヴォンシャーにおける13世紀の village borough については、拙稿、『イングランドの中世都市—デヴォンシャーにおける borough—』、三川学会雑誌、第64巻第8号、188-192頁参照のこと。

(103) W.J. Blake, op. cit., p. 346.

第II表 デヴォンシャー農村織布工の遺産目録(注)

氏名	場所	年	遺産総額	羊毛・織糸	製品	織機数	その他の工具	債権
J. W.	Landkey	1575	4-11-0	0	0	1	紡車1, 整経棒1	0
S. W.	Prescote	1592	37-12-0	5-0-0	0	1	紡車2	0
W. W.	Bickington	1601	117-15-0	2-0-0	0	1	紡車1, 刷毛具1	0
H. P.	Alphington	1640	337-16-0	13-0-0	0	2	紡車1	326-14-0
T. R.	Crediton	1640/1	63-19-0	(0-14-0)		1	紡車2, 刷毛具1	0
R. D.	Crediton	1643	63-14-0	0	2-7-0	1	紡車1	0
R. R.	Swimbridge	1644	137-11-0	4-0-0	0	5	剪毛鉄2	5-0-0
R. C.	Tavistock	1644/5	205-8-0	10-0-0	0	2		95-0-0
T. P.	Barnstaple	1646	32-1-0	2-3-0	10-0-0	4	整経器1	0
G. G.	Cornwood	1647	11-12-0	0	0	2		10-16-0
J. D.	Pilton	1647	16-8-0	7-10-0	0	1	整経器1, 紡車2	0
J. K.	Crediton	1648	148-16-0	(46-16-0)		複数	経糸棒1	11-12-0
J. L.	Wolborough	1648	60-6-0	0	0	1	紡車3, 整経器1	0
J. B.	Crediton	1648	10-6-0	0	0	2		0
M. D.	Buckfastleigh	1649	67-3-0	0	0	2		0

(注) Devon Inventories of the Sixteenth and Seventeenth Centuries (Devon and Cornwall Record Society, N. S., Vol. 11, 1966), pp. 3-106より作成。尚金額は、£-s.-d.を示す。

も16世紀中期にロンドンに未仕上白地カージーを送る可能性が生まれ、エクセター北部のティヴァートン、クレディトンあるいは南部のトットンズ等に織元型経営を行なう者があらわれ、ティヴァートンの Peter Blundell のような大規模な織元が周辺農村に間屋制的な支配を広げ、紡毛工、織布工を雇用し始めるまでは、デヴォンシャーのカージー工業は、以上のような小生産者による工程間分業で組織されていたのである。つまり、工程の各段階は、それぞれの工程を荷う独立生産者相互の現金ないし信用取引関係で結びつけられ、羊毛から未仕上白地カージーが商人の手に流れ込むまで、「多数の独立生産者の ネット・ワーク」で組織されたものであった。このことは、第II表に示したデヴォンシャー各地の織布工程を荷う者の遺産目録からもうかがえるところであって、大規模な間屋織元型の経営形態をもつ者は少なく、また逆に間屋制的な支配の下にある織布工も見当たらない。デヴォンシャー各地に広く分布していた多数の都邑は、各工程を荷う独立生産者を繋ぐ現実的な場としての機能を持っていたが、就中、エクセターは、その周辺農村のみならずデヴォンシャー各地の生産者、商人を結びつける場であった。前述したように、エクセター市内に16世紀末期までに設立された羊毛、織糸、未仕上白地カージーのそれぞれ別個の公設市場の存在は、このことを如実に示しているのであって、これらの公設市場こそ、単に市内の毛織物工業関係者のためのみならず、広

注(104) M. Dunsford, op. cit., pp. 346-349.

(105) デヴォンシャーにおける毛織物工業組織のこうした工程間分業という特質は、かなり遅くまで存続したらしく、例えば、1630年当時も、工程間分業をはっきり示す史料がある。Thomas Westcote: A View of Devonshire in MDC XXX, with a Pedigree of Most of its Gentry, ed. by Rev. G. Oliver, Exeter, 1845, p. 61. また1698年の一旅行者の旅行記にも、同様の工程間分業を思わせる記述がある。C. Morris, The Journeys of Celia Fiennes, Lond., 1949, p. 246.

(106) W.T. MacCaffray, op. cit., p. 161.

第III表 エクセター織布工の遺産目録

氏名	年	織機	原料・製品	その他の工具	債権	債務	遺産総額	史料
John Dennis	1571	2	羊毛・染色羊毛16ポンド、織糸34ポンド (2-12-6)	紡車5, 篋6			24-10-2	E. C. M. Orphans Court Inventory No. 18
John Dymham	1583	3	織糸62ポンド (5-8-4)	紡車2, 篋2, 整経枠1, その他	(40-17-8)		90-13-8	No. 31
William Feleay	1590-1	4	織糸 (1-1-4)		(189-0-3)		284-14-5	No. 47
Richard Priston	1608		羊毛, サージ, 経糸 その他 (41-19-3)		サージ縮絨代金 (0-2-2) ウステッド羊毛 (0-5-4) サージ8反 (17-1-0) その他 計 (97-3-3)	羊毛代金 (15-10-3) その他 計 (99-17-2)	60-2-4	No. 98
Roberte Sparke	1612	ワズナアン用3 カージー用2 広幅用3 麻布用2	羊毛, 織糸, サージ, ラセット, カージー その他 (98-5-8)	圧縮器1, 整経器1 刷毛具3, 篋1	商人ヘカージ代金 (2-17-6) ワズナアン代金 (13-10-0) 市有縮絨水車持分 (9-7-0) 商人ヘカージ代金 (5-0-0) その他 計 (32-3-7)	市に対して (240-0-0)	41-13-0	No. 113
William Reade (Silk Weaver)	1610	7	染色絹, その他 (27-11-5)			(0-10-0)	62-15-3	No. 103

くデヴォンシャー・カージー工業の工程間分業を繋ぐいわば節としての機能を果たしていたのである。デヴォンシャー毛織物工業の特質である工程間分業の結び目であり、しかも集荷・仕上の中心地であったエクセター市では、毛織物工業の生産と流通は、具体的にはどのような形で組織され、生産者および商人はどのような経営形態をもっていたのか。以下この点についてみてみよう。

幸いにして市内の毛織物工業関係者については、その経営形態、商人との関係を探りうる好個の史料として、エクセター市立図書館が16世紀末期から17世紀末期までの総数約200名の市民の遺産目録のマニュスクリプトを所蔵しており、このうち毛織物工業関係者および商人の遺産目録は、⁽¹⁰⁷⁾ほぼ解読しえたので、これを史料として用いつつ、市内の商工業組織をみてみよう。まず、市内の織布工については、第III表に示したように、6例しか挙げえないが、1610年のWilliam Reade(絹織物織布業者、所有織機数7台)、1612年のRobert Sparke(所有織機数計10台)を除いて、所有織機数、遺産総額からみて、大規模な織布作業場を経営するような織布業者が存在したとは思われないし、農村の紡毛工あるいは織布工の手許にある原料、製品が見当たらないところからみて、農村の紡毛工、織布工を問屋制的に支配する織元型の経営を行なう者がいたとも思われない。ほとんどが羊毛、織糸、製品の在庫をもっていることから、恐らく、彼等は独立の織布工であり、この点に関する限り、前掲第II表の農村の織布工と何等変わるところがないように思われる。しかしながら、1608年のRichard Pristonの債権中には縮絨代金(Item from Thomas Sinyth of Totnes for pressinge of two serges, & bucker and for the same 2s. 2d.)⁽¹⁰⁸⁾があり、また1612年のRoberte Sparkeのように、工具として縮絨工が用いる圧縮器(press)を所有しあるいは市有の縮絨水車の持分(1 Newe Mille w^{ch} they saie coste in makinge £9 7s. and 1d to be leste—あるいは lente か?—to the Citie in the same price w^{ch} itt firste Coste)⁽¹⁰⁹⁾をもつ者もあり、その経営中、仕上の比重を高めつつあった者がいる点注目し値する。後述するように、既に16世紀中期以降には織布工程は農村に移動しており、市内の織布工の数も減少し、エクセター市内での織布は、一部少数の大規模な織布業者のそれを除いて、⁽¹¹⁰⁾さほどの重要性をもたなくなってきたのである。次に縮絨工についてはどうであろうか。第IV表の縮絨工の遺産総額からみる限り、縮絨工は、市内の手工業者のうちでは、経済的には最も有力な階層であると考えられる。11例のうち、自身で縮絨用水車の使用権をもつ者は、2例のみであって、他は縮絨用の固定設備としては、圧縮器(press)、張布枠等をもつのみである。工具中に剪毛鋏

注(107) Exeter City Muniments (E. C. M.), Exeter City Library, Exeter City Archives, Orphans' Court Inventories, Nos. 1-208. この遺産目録のマニュスクリプトは、通常のカンタベリー遺言事件裁判所(Prerogative Court of Canterbury)に登録される遺産目録(Probate Inventories)ではなく、その子息が未成年の間に死亡した者の遺産目録であり、1563年、エクセターに設立された孤児後見裁判所(the Court of Orphans)に届出されたものである。尚、このThe Court of Orphansについては、Hoker, Description, Pt. II, 1919, pp. 435-9. W. G. Hoskins, 'The Elizabethan Merchants of Exeter' in Old Devon by W. G. Hoskins, Newton Abbot, 1966, p. 82. 通常の Probate Inventoriesの場合には、多くは、その職業から引退した後の遺産目録が多いが、このエクセターの遺産目録は、壮年期に死亡した者のものが多く、従って、経営形態の検出には、より好都合であろう。

(108) E.C.M. Orphans' Court, Inventory No. 98.

(109) E.C.M. Orphans' Court, Inventory No. 113.

(110) J. Youngs, op. cit., p. 67.

第IV表 エクセター縮絨工の遺産目録

氏名	年	工具	製品・原料	債権	借務	遺産総額	史料
Richard Madcock	1591	剪毛機4, 圧縮器2, 剪毛台1 張布枠9対 (Dozen) (10-9-0)	剪毛機, サチン, 染色サイ, 染色織布, ウ ステッド, サフラン, 明 蘇, ホップ, サージ, 縮 絨工の手許にあるカー ー及ラセット, その他 計(1291-1-8)	(154-2-8) (含現金)	縮絨水車2, その他 (81-0-0)	319-17-4	E. C. M. Orphans Court Inventory No. 50
Thomas Martyn	1597		ワステーション, サチン, 染色サイ, 染色織布, ウ ステッド, サフラン, 明 蘇, ホップ, サージ, 縮 絨工の手許にあるカー ー及ラセット, その他 計(1291-1-8)	縮絨工 (32-0-0) 織糸販売人 (0-9-0) フェルト製造人(0-5-0) その他, 計(4256-6-0)	縮絨水車(複数), 店 舗, 土地, その他 計(1175-6-8)	7231-7-7	No. 63
John Skyrmer	1605		羊毛8ポンド, カー ン17反, 計(22-3-4)	商人 その他, 計(227-10-0)	地 (0-12-0)	330-17-6	No. 88
John Bond	1616	圧縮器3, Handles 4, 仕上 剪毛1, 剪毛台3, 起毛機6, 起毛台2, 梳毛機3, 剪毛機3 張布枠5対, その他 計(39-18-10)		(25-7-5)	土地 (1-0-0)	116-16-3	No. 122
William Jesse	1620	圧縮器2, 剪毛機7, 剪毛台2 張布枠6対, その他 計(11-18-0)	白地サージ, 染色サージ 羊毛, 織糸, その他 (11-18-0)	(351-2-0)		466-3-6	No. 134
James Murchie	1620	圧縮器3, 起毛台1, 張布枠16 対, 剪毛機8, 起毛機(複数), 剪 毛台(複数), その他 計(39-9-0)	帆布 (4-0-0)	(237-0-4)	家屋 (3-6-8)	94-18-3	No. 135
William Heayne	1626	圧縮器4, 張布枠12対, 剪毛機 11, 起毛機18, 仕上剪毛2, 剪 毛台2, Handles 6, その他 計(56-2-8)	染色カーズ, 山地カー ン, 織糸, Buckrone その他 計(54-6-4)	(433-4-10)	土地 (25-0-0)	839-11-8	No. 153
George Shapcott	1629	圧縮器2, 剪毛機11, 張布枠13 対, その他 (31-3-4)	サージ (含現金) (75-0-0)	(15-0-0)	家屋2 (18-0-0)	235-9-2	No. 172
Andrew Straback	1631	張布枠4対, 圧縮器7, 剪毛機 4, 剪毛台1, その他 計(35-12-0)		(10-0-0)	家屋 (30-0-0)	99-5-8	No. 182
Nicholas Grigory	1636	(82-16-7)	サージ21反, その他(54- 19-0) 商人の手許にある Blewyst20反およびサ ージ, スペイン織 計(147-6-0)	手形および Book Account (1245-0-2)	羊毛商人 (414-6-1), その他, 計(470-7-8)		No. 185
Richard Madlocks	1639	剪毛機7, 圧縮器2, 起毛機2 その他 計(12-7-4)	毛織物 (50-0-0)	(40-0-0)	家屋2 (100-0-0)	434-13-1	No. 190

(fuller's shears), 剪毛台等が多くみられることおよび職業として剪断工 (shearer) を名のる者が皆無であることからみて, 既に 16 世紀には, 縮絨工は, 縮絨のみならず剪毛工程をも吸収していたことが判明する。従って, 市内において行なわれる染色以外の仕上は, これら縮絨工が総て荷っていたのである。11 例の縮絨工のうち, 1597 年の Thomas Martyn は, 縮絨用の工具を欠き, 代って高額の毛織物, その他の在庫を所有し, 複数の縮絨用水車をリースし, 加えて縮絨工(マニユスクリプトに tocker, tucker, fuller 等のように債務者の職業が明記してあるもの 3 名) に対して債権をもっている等々のことから考えて, 恐らく, この時期には, かつて従事していた縮絨工程に直接携わることをやめ, 流通部門に進出しており, 他の商人と同様, 縮絨水車あるいは仕上原料の供給を通じて, 仕上工程を支配していると考えらるべきであろう。製品, 原料欄中にある「縮絨工の手許にあるカーギーおよびラセット?」(woollen clothe in the Tuckers handes, Imprimus 23 kersies at 22s—25-6-0, Item 204 yards of [解説不能] ssetts at 20d—17-6-0, suma 42-6-0) がこのことを示している。尚, 縮絨工の債権の大部分は, 商人に対する加工賃の売掛金であろう。縮絨工の収入の大部分は, この商人からの縮絨代金であるが, 染色された毛織物を在庫として所有している縮絨工が数名いることからみて, 自身の資力で未仕上白地カーギーを購入し, これを染色業者に染色させ, 販売する縮絨工もいたことがうかがわれる。

さて, 仕上の最終工程である染色については, エクセター市立図書館所蔵のマニユスクリプトには, 染色業者のものは 1 例しかなく, これをもって, エクセターの総ての染色業者の規模, 経営をおしはかることは不可能であるが, 1 つの例を示すものとして, 以下染色業者リチャード・ウィリスの遺産目録を挙げておこう。

Richard Willis, dyer, (1593) (Exiland in the Countie of the City of Exeter)
(112)

Item I

(ホール, 食糧貯蔵室上の部屋, 台所等々にあるもの, 衣類, 家具, 貴金属, その他)

計 126-19-1

(計量用秤—2 standards, one greatt standard, ffyne lyttle standards, 染色用大桶—an olde vate not fynyshed, その他)

計 4-11-0

染色場にあるもの (In the dye house)

注(111) E.C.M. Orphans' Court, Inventory No. 63.

(112) E.C.M. Orphans' Court, Inventory No. 55, Item I and II. 尚, このほか染色業者の遺産目録としては Orphans' Court のものではないが, Devon Record Office 所蔵の Stephen Austyns (1641 年) のものがある。しかし Stephen Austyns は, その遺産総額(31-6-8)からみて, 小規模な染色工であり, より規模の大きな染色業者に雇用されているものと思われる。この Stephen Austyns の遺産目録については, D. Portman, Exeter Houses, 1400-1700, Exeter, 1966, pp. 115-6. Devon Inventories of the Sixteenth and Seventeenth Centuries, p. 60 を参照のこと。

近世イングランドの都市工業

炉 3 (3 furnases)	26-13-4
染色用大桶 3 (3 old vates)	6-0-0
鉛製水瓶 2 (2 Cesternes of leade)	10-0-0
重量?の乾燥用木枠 (a beame & stoles w ^t one hundred & [解説不能] in weyghts)	1-0-0
計	43-13-4

住宅付属庭地にあるもの (In the Courtilage)

染色用? (ten weeds for dyers)	4-0-0
大青 (in oode)	2-0-0
豚 7 頭 (7 pigges)	2-9-0
同上住宅付属庭地の借地権 (the lease of the same courtilage)	2-0-0
計	10-9-0

耕地にあるもの (In the ffeylde)

雌牛? 4 頭 (4 t[k?] yne)	9-6-8
鞍及馬具付去勢馬 1, 雌馬 1 (1 gelding & one mare w th theyre packe Saddells & ffurniture)	6-0-0
計	15-6-8

商品 (Wares)

大青 1 トン? (one tonne & [解説不能] of Oade)	35-0-0
重量 63 クォート・17 ポンドのケイン産?大青 (63 qate & 17 th weight of cane Ode)	2-0-0
染料用白粘土 200 (200 weight of Argall)	4-13-4
あかね染料 109 ポンド (109 pounce weighte of Mader)	4-4-0
明礬 126 ポンド (126 pound of Allom)	1-12-0
ショマック染料 (2 baggs of Shomake)	5-0-0
ショマック染料 200 クォート 10 ポンド (more 200 quart & 10 pound of Shomake)	1-5-0
赤色染料すおう 430 クォート 11 ポンド (430 qrts 11 th of brasyll)	11-5-4
計	64-11-8

定期借地権 (lease)

エクストランドの土地 (a lease for dyvers yeres yet to come of a tenement in Exilande)	4-0-0
張布枠 (a lease of tenter in Exeter wherein Robert Maddyck nowe dwelleth)	30-0-0
張布枠 (a lease of a tenter in Dartmouthfe)	30-0-0

近世イングランドの都市工業

窓ガラス (the glasse of all the Wyndowes in his dwellinge house in Exilande)	2-10-0
計	66-10-0

カージー (kerseys)

カージー織 1 バレット (a ballett of kerseys)	23-0-0
-------------------------------------	--------

現金および債権 (Redye money & detts owynge to the testator)

現金 (in redye money)	151-0-0
死亡後遺言執行人により?されたもの ([解説不能] by the Xcetrix synthence the deathe of the testator)	145-17-5
帳簿上にあらわれた債権 (due by severall persons as appeareth by the testators booke)	291-0-2
計	587-9-5
総計	930-14-6

うち葬式費用, その他の出費および債務 (Where of Imprimus for funerale……)	計 500-5-5
残額	430-9-1

Item II

Richard Willes の債権憶え書 (A note of Suche debte as were dewe unto Richard Willes total dew latalie decessed and not yet received as appea)	
(縮絨工) John Garnett Tucker	0-13-0
(縮絨工) John Harris Tucker	0-9-4
(仕立業者) Brooke the Taylor	0-4-4
(縮絨工) William Brewer Tucker	4-19-2
その他	計 53-10-6
計	59-16-4

16 世紀末期のエクセターには、上に示したように、かなり大規模な染色業者があらわれていたことがわらう。債権のうちの大部分は、恐らく商人に対する染色代金であろうと思われるし、縮絨工に対する債権は、縮絨工が白地のカージーを買取り、これを Richard Willis に染色させた時の染色代金であろう。またカージーを 23 分所有しているから、彼自身も染色した毛織物を販売しており、流通部門への関わりが深かったものと思われる。尚、出費および債務の大部分を占めるのは、恐らく商人から購入した媒染剤その他の染色原料の買掛金であろう。

第V表 エクセター

氏名	年	国内在庫	債権	債務
Harry Maunder	1563	カージー, 白地カージー, 組, 織糸, 鉄, 帆布, その他 (137-2-5)	織布工 (0-2-4) 染色業者 (1-2-9) その他計(213-7-5)	
Thomas Chappell	1590	帆布, 明器, 鉄 200ポンド, 錫, 染色カージー, その他 (375-4-8)	(1314-8-11)	
Walter Horsey	1597	Dowlas, Tregar, サージ, 白地および染色カージー 333反, その他 (924-14-10)	(578-13-11)	(42-8-0)
William Martin Jr.	1601	(155-18-9)	(378-19-1)	(21-3-7)
William Tottell	1609	明器603クウォーター, 染色織糸, その他 (100-5-6)	(296-2-16)	(162-9-1)
John Webber	1610	カージー, Dowlis Tregar その他 (251-9-9)	(245-6-0)	(180-0-0)
Thomas Morridge	1617	鉄, カステリア産羊毛, 大青, その他 (450-10-6)	鉄代金 (112-1-8) ブド代金 (12-13-0) 羊毛代金 (99-1-0)	(436-9-7)
Robert Pawling	1621	帆布, ファスチアン, 緑セイ, 染色織糸, 明器, ソーダ, その他 (126-14-1)	織絨工 (1-1-7) 羊毛商人 (1-5-0) T.R.の手許にある大青 (21-0-0) その他計(197-17-2)	(162-2-5)
Thomas Anye	1623	サージ, 染色ベイ, カージー, グズン, 染色カージー, ア イルランド織糸, 大青, 羊毛, その他 (1200-14-4)	染色業者の手許にある毛 織物 (36-0-0) 染色業者 (10-0-0) その他計(3623-13-3)	
Roger Webber	1626	ホントスホーテ製品, 油, その他 (181-8-6)		カージー及サージの縮絨 代金(4-4-0) その他
John Lavellis	1626	?	織布工 (9-8-6) その他計(301-10-10)	(117-19-0)
John Jurdain	1629	白地, 染色サージ, カージー, 織糸, 大青, ホントスホ ーテ製品, ソーダ, 帆布, 組, その他 (?)	ロンドン代理人, その他 (2958-16-4)	
Hugh Bragge	1634	毛織物, 組紐下, 帆布, 大青 (337-9-0)	(380-0-0)	(267-0-0)
John Pynny	1638	広幅織, スペイン織, 染色カージー, 染色サージ, ベイ, Pemmingston, その他 (1018-18-8)	(1813-10-10)	ロンドン・ドレイバー, エクセター商人, マンチ ェスター商人, 織元, そ の他 (2328-19-4)
William Newcombe	?	?	ロンドン・ドレイバー, その他 (551-12-8)	
David Bagwill	1603?	帆布, フランス産羊毛, 大青714ポンド, その他(155-5-0)	(230-6-2)	(777-4-8)
Willyam Spicer	1604	カージー, 鉛, その他 (675-12-5)	(962-5-2)	(144-18-0)

商人の遺産目録

海外資産及債権	lease	現金	その他	遺産総額	史料
	船舶持分 (8-0-0)	(99-18-1)	(98-17-2)	557-2-1	E. C. M. Orphans' Court Inventory No. 2
	土地, その他 (130-0-0)	(1366-7-6)	(38-18-11)	3225-0-0	No. 43
	(250-0-0)	(764-11-9)	(109-13-8)	2627-14-2	No. 71
	土地 (15-18-2)	(24-7-10)	(108-9-9)	683-13-7	No. 79
	家屋, その他(12-5-4)	(0-13-4)	(62-11-8)	309-10-1	No. 101
Morles (仏)の商品 (93-11-8) Rochell (仏)の商品 (96-0-0)	家屋 (103-0-0)	(11-10-0)	(225-7-4)	846-4-9	No. 104
Rochell (仏)の商品 (7-0-0) Morles (仏)の商品 (51-15-5) St. Michel (仏)の商品 (431-9-10) St. Sebastian (スペイン)の商品 (478-12-0) St. Lucas (スペイン)のカージー (1189-18-7) 海外債権 (119-3-3) 計 (2348-19-0)	縮絨用ダム (weir) (240-0-0)	(921-5-3)	(1021-11-7)	5206-2-4	No. 127
	船舶持分 (50-0-0)	(16-5-6)	(53-15-2)	282-9-6	No. 138
ROAM (仏)の大青 (69-16-0) St. Lucas (スペイン)における債権 (?)			(329-0-4)	5223-4-1	No. 143
		(39-19-4)		980-13-1	No. 157
				299-13-2	No. 159
St. Malo (仏)の商品 (60-0-0)		(4877-10-0)		7197-9-2	No. 173
St. Michell (仏)の商品 (40-0-0) St. Malles (仏)の債権 (53-0-0)		(30-0-0)	(?)	555-9-0	No. 183
		(210-12-6)	(?)	714-2-8	No. 189
		(823-0-0)	(?)	2173-18-6	No. 195
	土地 (23-2-9)	(22-14-10)	(152-15-4)	585-4-1	No. 196
フランス各地の染色および白地カージー, その他 (209-5-9)			(1975-11-4)	3822-14-8	Exeter Houses, 1400-1700, D. Portman, pp. 101-110

最後に、今までみて来た織布工、縮絨工、染色業者と商人との関係をみてみよう。第V表の商人の遺産目録からわかる通り、エクセターの商人は、前述のように、縮絨工、染色業者の原料（大青、あかね、明礬、ソーダ等）の供給を一手に握り、あるいは、1617年の Thomas Morridge のように縮絨水車用ダム (weir) 等の仕上固定設備を押えている。また、その海外資産および債権欄から、商人の主要な市場がフランス、スペインであったこと、就中、フランスは単に毛織物の主要な輸出市場であったのみならず、媒染剤の大青あるいは毛織物の梱包用の帆布 (canvas cloth) の輸入市場としても重要な意味をもっていたことがわらう。商人の債務の多くは、縮絨工あるいは染色業者の加工賃であろうと思われる。尚、1617年の Thomas Morridge、1623年の Thomas Amye の国内在庫欄が示すように、17世紀初頭にはコスト低下のために価格の低い原料であるスペイン産羊毛、あるいは労働コストも極めて低かったアイルランドからの織糸の導入があったこと、1626年の Roger Webber、1629年の John Jurdain の国内在庫が示すように、この時代からエクセターの毛織物に大きな比重を占め始めるサージの原型ともいべきサイ織がホントスホーテから輸入されていること、1629年の John Jurdain、William Newcombe にみられるように、1630年代前後からエクセターは再びロンドンとの関係を深めつつあること（エクセターの市場の転換は他のイングランド毛織物とは逆に17世紀初頭までは南欧市場、以後は北欧市場のドイツ、低地地方であり、⁽¹¹³⁾従って北欧市場への転換が始まるとロンドンとの関係が深まらざるをえない）、更に商人あるいは前掲の毛織物工業関係者の債権、債務から信用取引関係（帳簿上の相殺勘定—book account, by bookのみならず、手形—billの流通が⁽¹¹⁴⁾広く行き渡っている）が広範に展開していたこと等々の興味深い動向を商人の遺産目録は伝えている。

以上みて来た毛織物工業関係者および商人の遺産目録から明らかなように、デヴォンシャー各地で生産され、各地の商人によってエクセターの公設市場に持込まれた未仕上白地カーギーは、大部分はエクセターの輸出商人によって購入され、商人はこれを先ず縮絨工に加工賃を支払って縮絨・⁽¹¹⁵⁾仕上させ、次いで染色業者に同じく加工賃を支払って染色させ、⁽¹¹⁶⁾完成品をフランス、スペイン、ポルトガル、イタリア、レヴァント等の南欧市場に輸出するのである。公設市場に集荷された未仕上白地カーギーの一部は、市内の縮絨工あるいは染色業者によって購入され、仕上、染色後、彼等によって販売されたであろう。但し、16世紀の段階では、一部を除いて、縮絨工が自己勘定で仕上・染色カーギーを輸出することは稀であった。一方、市内の織布工は、公設市場で織糸を購入し、これを織布し、商人に売却するかあるいは商人を経ずに縮絨工または染色業者に売却したのである。

注(113) W.B. Stephens, *Seventeenth Century Exeter*, pp. 27-8.

(114) 例えば、1636年の縮絨工 Nicholas Grigory の債権中に占める bill の比重は極めて高い。E.C.M. Orphans' Court, Inventory, No. 185, Item I. あるいは1620年の縮絨工 James Murche のそれも同様である。E.C.M. Orphans' Court, Inventory, No. 135.

(115) T.N. Brushfield, "The Financial Diary of a Citizen of Exeter, 1631-43", T.D.A., Vol. XXXIII, 1901, p. 192.

(116) 'A Special Direction for Divers Trade, c. 1575-85', in *Tudor Economic Documents*, Vol. III, p. 201. 'Commercial Argument for maintaining an English Agent in Turkey, 1587-88 (?)' in *Tudor Economic Documents*, Vol. II, pp. 78-9.

前述したように、一部の織布業者は、仕上工程を包摂し始めていたから、彼等は自己勘定で仕上することもあったと思われる。しかし、大部分の織布工は完成品を販売することは少なかったであろう。縮絨工、染色業者は、16世紀中期以降、周辺農村で抬頭して来た農村織元の未仕上白地カーギーをも仕上、染色したものである。結局、16世紀のエクセター市内の毛織物工業関係者の主力は、縮絨工、染色業者等の仕上に携わるものとなり、仕上工は、前述した通り、織布工をも含めた仕上カンパニー (The Company of Weavers, Tuckers and Shearmen) に包摂されていたのである。16世紀中期の仕上カンパニーの正式会員数は95ないし96名、⁽¹¹⁷⁾17世紀初頭には100~200名であり、⁽¹¹⁸⁾このうち多数を占めていたのは、勿論縮絨工であり、織布工の数は次第に減少し、⁽¹¹⁹⁾しかもカンパニーに包摂されている織布工のうちの規模の大きなものは、次第に仕上工程にその経営の比重を移し始めたのである。この仕上カンパニーの構成員は、市内の手工業者のうちでは、経済的にはかなり上位の階層に属し、商人、その他の流通部門に携わる者をも勘案した場合には、市内における中間層ともいべき地位を占めていた。⁽¹²⁰⁾しかも注目すべきことに、この時代の大規模な都市の仕上カンパニーでは一般的であった商人的な側面を強く持つ上層と彼等に間屋制的に支配される仕上工との分解、Livery Company と Yeoman Company との分裂、利害の対立は、エクセターの仕上カンパニーにはみられず、⁽¹²¹⁾仕上工の中には前述のように流通部門に進出する者も目立ち始めたが、カンパニー内部に商人的仕上業者とその下に経済的に従属する仕上工との決定的な分裂は生まれず、基本的には独立の手工業者によって形成される生産者団体としての性格をエクセターの仕上カンパニーは失なわなかった。従って、16世紀および17世紀初頭のエクセターの毛織物工業は、輸出入商人を包摂するエクセター・フランス会社と織布工、縮絨工によって構成され、しかもその内部に著しい階層分化のみられない生産者団体としての仕上カンパニー、これに加えて、カンパニーを構成していない染色業者の3者が対峙し、これらは相互に現金ないし信用関係で結びつけられているという形で組織されていたといえる。そして、このうち仕上カンパニーは、たえず原料支配、仕上固定設備の支配を通じて仕上工を圧迫し続ける商人資本に対する生産者の防波堤としての役割を少なからず果たしたといえよう。

V

イングランド毛織物輸出の大勢となった白地広幅織が、アントワープの陥落に端を発した輸出不振に見舞われ、新たな毛織物の導入と新市場の開拓のための苦難の道を歩み始めた頃、旧毛織物で

注(117) Beatrix F. Cresswell, op. cit., p. 46. J. Youings, op. cit., p. 25.

(118) J. Youings, op. cit., p. 64.

(119) Ibid., p. 66.

(120) Ibid., p. 66.

(121) Ibid., p. 76.

ありながら、ひとりカージーのみは、16世紀後半に南欧市場、就中、レヴァント市場への大量の輸出を享受していた。⁽¹²²⁾ 16世紀末期までのレヴァント市場は、ヴェニスから輸出される良質の毛織物とイングランドから輸出される粗質のカージーによって完全に押えられ、しかも、レヴァント市場へのカージー輸出は、イングランドからの直接輸出のみならず、当時まだレヴァント貿易の拠点であり、レヴァント市場に対しては、イングランドの粗質毛織物カージーとは競合関係をもたない良質の毛織物を輸出していたヴェニスからの再輸出という形でも行なわれたのであった。しかしながら、16世紀末期から17世紀初頭には、イングランドの良質の広幅毛織物が、コスト高に悩むヴェニスの良質の毛織物をよく押え、レヴァント市場への輸出を次第に増加させたのに対して、⁽¹²³⁾ イングランドの粗質毛織物カージーは、レヴァント地方土着の粗質毛織物 (padded cottons) の抬頭に直面して、⁽¹²⁴⁾ 輸出の大幅な減少に見舞われることになるのである。他方、既にこの時期には、ストラズブルグ、アウグスブルグ、ウルム等のドイツ諸地方、アミアン、ピカルディ、ボーヴェ、ノルマンディ等のフランス諸地方、北部低地地方、南部低地地方、ワロン地方等々は、以前の衰退から立ち直り、その性質上カージーと完全に競合し、コスト面では明らかに有利なサイ、サージ、新種ウステッド工業を定着させ、これらの新種毛織物を続々と南欧市場に送り始め、旧毛織物のカージーと熾烈な競争を展開し始めていた。⁽¹²⁵⁾ また、イングランド国内においても、16世紀半ばの旧ウステッドの輸出不振に直面していち早く新種毛織物に転換したノリッジ市が、セイ、ベイ、Norwich Stuff 等を南欧市場に送り始め、⁽¹²⁶⁾ フランドルのホントスホーテもまた1578年に危機に直面したとはいえず、その後1583年以降、輸出不振から回復し、再びそのサイを南欧市場に大量に輸出し始め、⁽¹²⁷⁾ イングランドのカージーは、南欧市場において、重大な危機にさらされることになった。就中、エクセターのカージー輸出にとって痛手であったのは、エクセターの輸出の主要な市場、フランスにおいて、16世紀中期以降、ホントスホーテのサイを導入、定着し始める場所が多くあらわれ、⁽¹²⁸⁾ 自

注(122) R. Davies, 'Influences de l'Angleterre sur le decline de Venise au XVIIeme siècle', Aspetti e cause della decadenza economica Veneziana nel secolo XVII, Venezia-Roma, 1961, p. 201. G. D. Ramsay, English Overseas Trade during the Centuries of Emergence, Studies in some Modern Origins of the English-Speaking World, Lond., 1957, p. 40. 殊にエクセターの場合には、Levant 市場が、錫を大量に輸入したこともあって、エクセター経由のカージーの輸出は、この時期に大いに伸長した。G.D. Ramsey, op. cit., p. 40.

(123) R. Davies, op. cit., pp. 202-3. 越智武臣, 「近代英国の起源」, 京都, 1966, 194 頁参照のこと。

(124) D. Sella, 'The Rise and Fall of the Venetian Woollen Industry' in Crisis and Change in the Venetian Economy in the Sixteenth and Seventeenth Centuries ed. by Brian Pullan. (Debates in Economic History ed. by P. Mathias), Lond., 1958, p. 124.

(125) R. Davies, 'England in the Mediterranean, 1570-1670' in Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England in Honour of R. H. Tawney ed. by F. J. Fisher, Camb., 1961, p. 124.

(126) D. Sella, op. cit., p. 119.

(127) E. Coornaert, La draperie-sayetterie, p. 25.

(128) 拙稿, 「テューダー・スチュワート朝の都市経済—ノリッジ市における新種毛織物工業—」, 三田学会雑誌, 第 62 卷 10, 11 合併号, 101-3 頁参照のこと。

(129) E. Coornaert, La draperie-sayetterie, p. 47.

(130) 例えば, アミアンのサイ工業については, E. Maugis, "La saietrie à Amiens, 1480-1587", Vierteljahrsschrift für Social-und Wirtschaftsgechichte, V Band, 1907, ss. 66, 102.

国市場に新種毛織物を供給し、統治機構もまた自国の新種毛織物工業を保護育成するため、イングランドのカージー輸入に対して高率の関税をかけたことであつた。⁽¹³¹⁾ エクセターのカージーは、他の南欧市場におけるヨーロッパ各地の新種毛織物との競争に加えて、⁽¹³²⁾ 主要な市場であるフランスからも排除されつつあつたのである。

1580年後半から1590年代にかけてエクセターをおそったカージーの輸出不振が、かなり深刻なものであり、これに対してエクセターの輸出商人が、積極的に不況打開策をこころじたことは、エクセター・フランス会社の役員会の議事録から明らかである。輸出不振を、最初に、しかも直接に経験する位置にあるのが輸出商人であることを考えれば、多くの場所において、不況打開策が都市商人のイニシアティブで行なわれ、旧来の毛織物のコスト低下策や新たな毛織物の導入と定着等、総じて経済構造の転換といわれるものの端緒が都市から始まり、次第に農村に伝播するものも蓋し当然のことであるといえよう。⁽¹³³⁾ カージーの原料コスト、⁽¹³⁴⁾ 労賃コストの低下、⁽¹³⁵⁾ 規格の再検討から始まって、中国、インド、ヴァージニア、Gurnsey, Jersey 諸島等の新市場開拓の試み、⁽¹³⁶⁾ あるいはスペイン織、⁽¹³⁷⁾ ベイ等の新種毛織物の導入に至るまで、総てこころした不況打開策は、1590年代にエクセターの輸出商人によって行なわれたものであつた。しかしながら、こうした商人のイニシアティブによるカージー輸出の不振の打開策は、市内の生産者団体、仕上カンパニーの抵抗に会い、その実を充分あげることはできなかったのである。⁽¹³⁸⁾ 就中、カージーの生産費中高い比率を占める仕上コストを可能な限り低く押えるため、商人が、仕上部門に携わる生産者の数を増加させ、競争原理を導入し、従って、ギルドを打破し、加工賃の低下を図ったのに対して、仕上カンパニーは、カンパニーに入会する会員の入会金を逆に釣り上げて会員数を制限し、仕上カンパニーによる仕上の独占を図ったのみならず、1592年には、縮絨代金の最低価格を決定し、⁽¹³⁹⁾ 会員がそれ以下の加工賃を取ることを禁止することで対抗した。カンパニーへの入会制限あるいは最低加工賃の決定等にみられる生産者団体、仕上カンパニーの閉鎖性あるいは独占化傾向を懐柔するべく、輸出商人は、市会を動かして、15世紀以来未承認のままであつた仕上カンパニーを遂に1602年に承認させ、これを機会に、従来不明確であつた仕上カンパニーの権限を明確化し、その権限の一部を制限しようとしたのである。⁽¹⁴⁰⁾

注(131) W. Cotton, An Elizabethan Guild, pp. 134-6.

(132) イタリア市場へのホントスホーテのサイの輸出については, E. Coornaert, La draperie-sayetterie, pp. 252-3.

(133) 尚, この不況打開策がノリッジ市においても商人のイニシアティブによって行なわれたことについては, 米川伸一, 「ノーフォークのウステッド工業史」, 一橋論叢, 第66巻第1号, 43頁参照のこと。

(134) J. Youings, op. cit., p. 42.

(135) W. Cotton, An Elizabethan Guild, pp. 131-2.

(136) Ibid., pp. 85, 126, 137.

(137) 1592-3年に不況に直面したエクセター商人が、手工業者に対してもった不満については, The Statutes of the Realm, Vol. IV. Pt. II, 35 Eliz. c. 10, An Acte to reforme Abuses in Clothes Clothier, Merchants and Chapman of your Countie of Devon and the Counties adjoininge, pp. 858-860.

(138) J. Youings, op. cit., pp. 41-2.

(139) Beatrix F. Cresswell, op. cit., p. 64.

(140) J. Youings, op. cit., p. 45.

殊に、カージーのコスト低下策の隘路であった仕上カンパニーによる会員数の制限に対しては、市長に仕上カンパニーの入会金額の決定権を握らせることによって、カンパニーの競争制限と独占化の傾向を押えようとしたのである。⁽¹⁴¹⁾

さて、最後に、デヴォンシャーにおける旧毛織物から新種毛織物への転換と都市エクセターの動向について極く簡単にふれておこう。旧毛織物であるカージーのコスト低下と従来のカージーの輸出市場に代る新市場の開拓を中心とするエクセター商人の不況打開策は、次いで、17世紀初頭には、新種毛織物、スペイン織、サージ、パペチュアナ (perpetuana) のエクセター周辺農村への導入となつてあらわれる。⁽¹⁴²⁾ スペイン織は、イングランド西部の広幅織地方の不況打開策として、ウィルトシャー、グロスターシャー地方を中心に生産され始めたものであり、いわば国内他地方からの導入であるが、商人によるエクセター後背地への新種毛織物、就中、サージの導入を促がしたのは、エクセターの主要な市場であるフランスにおける需要の変化——ホントスホーテのサイを模倣したサージ工業がフランス各地に定着し、需要が旧毛織カージーから新種毛織物サージに代り始めたこと——である。つまり、デヴォンシャー毛織物の輸出の飛躍の第2期 (15世紀末期から16世紀前半) と同じく、常にフランス市場と接触を保っていた輸出商人のイニシアティブによってフランス経由でサージはエクセター後背地に導入されたのである。⁽¹⁴³⁾ エクセターにおける旧毛織物から新種毛織物への転換は、旧毛織物であるカージーの特殊性 (旧毛織物の中では粗質、安価な大衆消費品であり、しかも軽い毛織物であつて新種毛織物類似のものであつたこと、従つてサージ、パペチュアナ等への転換に際しても、新しい技術の移入を必要としなかつた) 故に、比較的容易に行なわれ、広幅毛織物生産地が経験したほどの混乱を呼び起すことなく、いわばなし崩しの形で行なわれたのであつた。従つて、少なくとも17世紀中期に至るまでは市場もまた従来通りフランスを中心とする南欧市場であり、旧毛織物であるカージーも、完全に放棄されたわけではなく、エクセターの17世紀初頭以降の毛織物輸出は、

注(141) Ibid., pp. 46-7.

(142) W.B. Stephens, *Seventeenth Century Exeter*, pp. 29-32.

(143) W.G. Hoskins, *Devon*, p. 127. 尚、エクセターにおける新種毛織物への転換については、武村洋子、『十七世紀エクセターにおける新旧織物工業の隆替と貿易構造の転換』、松阪女子短期大学『論叢』、第5号、1968、9-16頁参照のこと。

(144) B.E. Supple, *Commercial Crisis and Change in England, 1600-1642*. (Cambridge Studies in Economic History ed. by M.M. Postan, Camb., 1964), pp. 149-152. 尚、ウィルトシャーにおけるスペイン織については、坂巻清、『近世ウィルトシャーにおける毛織物工業』、土地制度史学、第50号、1971、53-56頁参照。

(145) サイは、たて糸、よこ糸ともに梳毛したサイ用の織糸で織られ、サージは、よこ糸のみにサイ用織糸を用いるものであるが、16世紀末期、17世紀初頭には、両者は混同して用いられるようになった。E. Coornaert, *La draperie-sayetterie*, p. 227. f. n.

(146) D.C. Coleman, "An Innovation and its Diffusion: the 'New Draperies'", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., Vol. XVII, No. 3, 1969, p. 428.

(147) デヴォンシャーのカージーに対しては、従来の臨時税 (Subsidy) 以外に、1613-4年に、新たに、毛織物検査官による課税がなされている。Hist. MSS. Com., p. 46. また輸出については、17世紀初頭には、カージーがかなりの比重を占め、スペイン方面へ輸出されている。R. Walter and H.N.W. Toms, "An Exeter Merchant in Spain", *Devon and Cornwall Notes and Queries*, Vol. XXX, Pt. 9, 1967, p. 241. 17世紀中期までにエクセターから輸出された旧毛織物と新種毛織物の割合については、W. B. Stephens, "The Cloth Exports of the Provincial Ports, 1600-1640", *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., Vol. XXII, No. 2, 1969, p. 243, App. A, pp. 245-6, App. B, p. 246. を参照のこと。

旧毛織物と新種毛織物との並存という形で続けられたのである。サージ工業がエクセターの周辺農村に定着し、その生産が軌道に乗った17世紀中期になると、フランス市場は自国産サージによって占められ、エクセターのサージは、今度は、オランダ、ドイツに進出し始める。そして市場のオランダ、ドイツへの転換に伴つてエクセターの毛織物輸出を独占していたエクセター・フランス会社の独占の意味も次第に薄れ、かつて市内の商業と手工業を分断していた機構が崩れ、これに対応して、従来生産者の団体としての基本線を崩さなかつた仕上カンパニーの性格も変化し、その内部から農村へ間屋制的な支配を広げ、自身で輸出業務に携わる merchant fuller が出現することになる。こうして、市民革命以降の1世紀間のエクセターのサージ工業の伸長期には、仕上のみならず、多くの工程を問屋制的に組織する織元型の serge-maker が市内に輩出し、ここに初めて、都市による後背地農村工業の直接的な組織化が生れることになる。しかしながら、その時には、彼等の経営形態は、周辺農村あるいは農村都市の織元と何等変わるところがないものとなるのである。⁽¹⁴⁷⁾
⁽¹⁴⁸⁾
⁽¹⁴⁹⁾
⁽¹⁵⁰⁾
⁽¹⁵¹⁾
⁽¹⁵²⁾

結びにかえて

1563年から1606年は、イングランドの経済構造転換の商業面での苦悩時代である。しかし大略この40年は、幾多の迂余曲折がありながらも、基本的にはドイツ、オランダ地方への白地広幅毛織物輸出というかつてのマーチャント・アドヴェンチャラーズの黄金時代の体制が貫かれた。⁽¹⁵³⁾ そして1606年には、マーチャント・アドヴェンチャラーズの活動も一応、正規のものに復歸した。われわれにとって特に興味深いのは、むしろ1606-1620年までの約15年間である。この間、従来のロンドン——ドイツ、オランダという体制に大きな亀裂が生じるのである。第一に、マーチャント・アドヴェンチャラーズの規制をさけた interloper の活躍であり、指定市場のみならず、非指定市場へも彼等は進出し始める。ここでも注目に値することは、これらのマーチャント・アドヴェンチャラーズ体制からの脱却の推進者の輸出商品がデヴォンシャーあるいは北部イングランドの安価な粗質仕上染色毛織物だつたことである。⁽¹⁵⁴⁾ 第2に、ロンドンのマーチャント・アドヴェンチャラーズの会員の中からも、本部の統制に抵抗し、独自の活動を開始し、指定市場以外の場所に完成品を輸出する商人があらわれたことである。⁽¹⁵⁵⁾ 第3に、より重要な局面として、ロンドンの有力商人自身が

注(148) W.B. Stephens, *Seventeenth Century Exeter*, pp. 27-8.

(149) Ibid., pp. 137-8.

(150) J. Youings, p. 114.

(151) W.G. Hoskins, *Industry, Trade and People in Exeter*, pp. 39-40.

(152) 17世紀中期以降のエクセターおよび農村の織元の経営形態については、*Devon Inventories of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, pp. 130-1, 155-6. を参照のこと。

(153) A. Friis, op. cit., pp. 74-5.

(154) Ibid., p. 75.

(155) Ibid., pp. 112-3.

(156) Ibid., p. 76. f.n.

市場の転換を開始せざるをえなかったこと、既に外港の権益が存在していた市場へ転換せざるをえなかったことを挙げておかなければならない。つまり、ロンドンのマーチャント・アドヴェンチャラーズ自身がフランス市場への介入を図ったのである。⁽¹⁵⁷⁾ 1604年のフランス、スペイン、ポルトガル市場への自由貿易の制定法は、1611年、ロンドン商人の圧力によって有名無実なものとなり、フランス特権会社が自治体特権を獲得して成立する。⁽¹⁵⁸⁾ このようなロンドン商人の窮余の一策に対して、外港、殊に西南イングランドの諸港の商人は反対し、その結果、既に以前からフランス市場に確固とした地盤をもっており、1558-60年に特権を与えられたエクセターのフランス会社の権益は、1604年の自由貿易制定法からも守られたのみならず、1611年のロンドン商人の利益を体現したフランス特権会社の勅許状も、エクセター商人のフランスにおける権益を崩すことはできず、特別除外例とせざるをえなかった。⁽¹⁶¹⁾ 更に、その後、従来のロンドン—低地地方体制から脱却すべく、1604年の自由貿易制定法の存在にもかかわらず、ロンドン商人は、スペイン市場の独占権を獲得すべく枢密院に働きかけた。元来、下院とは異なり、ロンドン商人の意を代弁しがちな枢密院は、このロンドン商人の対スペイン貿易独占権を認めんとするが、これに対しても、エクセターを中心とする西南イングランドの外港は執拗に抵抗し、少なくとも1620年までは、ロンドン商人の利益にかなう形でのスペイン会社の自治体特権獲得を許さなかった。⁽¹⁶³⁾

より付加価値の高い完成品としての新種毛織物をイングランド国内で生産し、これを輸出するための苦悩は、ロンドンのマーチャント・アドヴェンチャラーズの方向転換の試みに端的にあらわれている。そして、当初から既にその線に沿って着々と地歩を築いていたデヴォンシャーは、このロンドン商人の方向転換と打開の道の前に大きく立ちほだかったのである。⁽¹⁶⁴⁾

これらの事実を考慮する時、デヴォンシャーの毛織物工業の特殊性が浮び上って来る。旧毛織物カーギーをもって、ロンドンのマーチャント・アドヴェンチャラーズを脅す力をたくわえている一方で、1630年代を境として、イングランドの他の大方の毛織物とはまさに逆に、ドイツ、低地地方へと進出するのであって、イングランドの毛織物工業の主流からはずれたところで発展していたデヴォンシャーの毛織物工業は、その発展自体も、またそれがイングランドの経済発展にとってもっている意味も、まことに興味深いといわざるをえない。イングランドの毛織物の主流が、結局の

注(157) Ibid., p. 100.

(158) Select Charters of Trading Companies, pp. 62-78.

(159) Calendar of State Papers, Domestic Series, of the Reign of James I, 1603-1610, repr. 1967, Jac. I, Vol. XLVII, No. 87, p. 537.

(160) The Statutes of the Realm, Vol. IV, Pt. II, 4 Jac. I. c. 9. An Acte to, explaine a former Act made the last Session of this Parliament intituled An Act to enable all his Majesties lovinge Subjects of England and Wales to trade freele into the Domyions of Spaine Portugale and France, p. 1148.

(161) Select Charters of Trading Companies, p. 77.

(162) Ibid., pp. xxiv-xxv.

(163) A. Frils, op. cit., pp. 169-171.

(164) G.D. Ramsay, op. cit., p. 133.

ところ半製品としてしかヨーロッパに進出できず、ヨーロッパに依存する形で伸長せざるをえなかったのに対して、デヴォンシャーの毛織物は、終始一貫、完成品として輸出され、17世紀中期以降には、北部ヨーロッパにさえ進出したのであって、この点からみれば、イングランドの毛織物工業が最終的に行き着いた道を当初から歩んでいたとはいえないであろうか。そして、こうした特質をもったデヴォンシャー毛織物工業の中世末期以来の発展を振り返る時、その中で都市エクセターが果して来た役割は、極めて重要であり、次のように一応整理できるであろう。

まず、デヴォンシャーの毛織物 straits が、極く限られた地域的な市場から一步踏み出して国際市場に向けて輸出された第1期(14世紀末期—15世紀中期)と15世紀末期の Devonshire dozen の輸出の急伸長期との過程期に、都市の動向に注目すると、第1期における都市の動向にもまして興味深い事実があったことに気づく。われわれは、既に、13世紀にデヴォンシャーのほぼ全域に分散していた毛織物工業が、14世紀末期には、都市周辺に集中する傾向があったこと、従って、都市は何等かの意味で既存の分散した農村毛織物工業を「組織」したであろうと推論した。15世紀中期の straits の輸出不振のあと、この従来の輸出商品 straits に代る Devonshire dozen がいち早く導入されたのは、ほかならぬエクセター周辺の峡谷地帯だったのである。⁽¹⁶⁵⁾ この事実と、第1期におけるエクセターおよびパーンスティブルの動向、あるいは17世紀初頭にサージに転換するに際しても先ず第1にサージが導入されたのは、同じくエクセター周辺の峡谷地帯であり、その他の場所は依然として旧毛織物であるカーギー、その他の生産を続けていたという事実を併せ考えると、⁽¹⁶⁶⁾ われわれは、とりあえず、次のように結論せざるをえない。すなわち、都市は、既に存在している農村工業をより規模の大きな市場に向けて「組織化」し、これを商業ルートに乗せるに際して、大きな役割を果し、そのことに自己の利益を見出すのみならず、ひとたびそうした既存の毛織物の市場の不振に直面すれば、市場の動向に敏感に反応して市場が需要する新しい毛織物の導入、移植にイニシアティブをとるのである。都市は、前者の場合には、未だ狭い市場を基盤としていた「農民的技術」の「商業化」を行なったのであり、⁽¹⁶⁸⁾ 広範な市場を見い出せず、従ってまたその工業発展に枷をはめられていた農村工業を、より大規模な市場に向けて編成がえたのである。

後者の場合、殊に第1期から15世紀末期の輸出の伸長に至る過渡期に関しては、都市エクセター、より具体的にいえば、第1期の輸出伸長に参加し、南欧市場との接触をもったエクセターの毛織物輸出商人は、南欧市場における15世紀中期以降の動向、すなわち、かつてイングランドとの競争に敗れたフランドル、ブラバントの毛織物工業が今や従来の製品とは違った薄手毛織物(draperie legèrè)をもって南欧市場に進出し始めたこと、またこうしたフランドル、ブラバントの薄手

注(165) W.G. Hoskins, Devon, p. 126.

(166) 例えば Tiverton がサージを導入するのは、1690年頃である。M. Dunsford, op. cit., p. 201.

(167) この点に関しては、樋口徹、『前掲的資本の輪轉転化について』、東京大学経済学研究、第3巻、72-3頁参照のこと。

(168) D.C. Coleman, op. cit., pp. 421-2.

毛織物とよく競争しうるのは、同じく旧毛織物ではあるが、かつての straits よりも良質の薄手毛織物ダズンであることを察知し、これをエクセター周辺地域に導入し、これを後背地とし、その後背地の工業発展に乗る形で自からの経済活動の伸長を図ったのである。つまり、都市商人による都市の集荷機能、流通の中心としての機能の維持と促進が、ダズンの都市周辺への導入を生んだといえよう。こうしたエクセター商人の意図は、南欧市場、就中、フランス市場において、丁度この時期に100年戦争によって大幅に落ち込んだ需要がようやく回復し、100年戦争終結後の需要の復興と交易の円滑化の時期にあたっていたことによって、より一層顕著な成功をおさめることになったのである。⁽¹⁶⁹⁾

都市商人による都市の集荷機能、流通機能の維持と促進とは別に、17世紀中期に至るまでのデヴォンシャーの毛織物工業の発展をあえて都市エクセターに視点をあわせつつ眺める時、同州の毛織物の市場が一貫して都市にとって重要な意味をもち続けたということを更につけ加えておかなければならない。すなわち、都市商人の側からする都市の集荷機能、流通の中心地としての機能の維持、促進は、単に商人のそうした意図のみでは到底実現できなかったことは、13世紀におけるイングランド諸都市の没落からみても明らかであろう。都市の集荷、流通上の優位性は、たとえ都市商人による周辺後背地への新たな毛織物の導入や農村工業の「組織化」の意図があったとしても、当該毛織物工業に都市が何等かの生産的な機能、それも都市固有の生産的機能を果さなければ、実現しえない。毛織物工業に関していえば、都市が農村よりも有利に生産的機能を果しうるのは、いうまでもなく、仕上・染色部門であって、特定の地域の毛織物が、仕上・染色毛織物を需要する市場をつかんだ場合には、都市は集荷、流通上の優位性に加えて、更に生産的機能を発揮するに有利な立場におかれることになる。この点からみると、デヴォンシャー毛織物の市場が、13世紀の広幅織時代、14世紀末期の第1期の輸出飛躍期の straits 時代、15世紀末期以降の Devonshire dozen 時代、更にはサージの時代も一貫して完成品（仕上・染色毛織物）を需要する市場であったこと、最終消費地と直結していたことは極めて重要である。同じく輸出の増大をみたとはいえ、最終消費地とは分断され、仕上・染色を他に依存する形で輸出を増加させた地方では、かつて仕上・染色工程を荷っていた都市も、多かれ少なかれ、市場の転換の過程で、都市の果すべき機能を喪失せざるをえなくなるが、こうした地方の都市と比べた場合、デヴォンシャーの都市エクセターは、同州の毛織物工業により積極的な役割を果す条件を与えられ続けたのである。

(本稿は、昭和45年度文部省科学研究費奨励研究Aの一部である。)

(桃山学院大学経済学部助教授)

注(169) M.Mollat, op. cit., pp. 124, 133.

(170) E. Miller, op. cit., p. 71.

(171) A.R. Bridbury, Economic Growth: England in the Later Middle Ages, Lond., 1962, p. 40.

「労働力商品の特殊性」と「労働問題」 研究の方法について——試論——

野口 建彦

- I 問題の所在
- II 「労働力商品の特殊性」
 - A 宇野教授の原理論における「労働力商品の特殊性」に関する所説
 - B 宇野教授の段階論における労働者の意義
- III 宇野教授の所説の問題点
- IV 「労働問題」研究の方法

I 問題の所在

資本制生産の特徴を、流通形態としての資本が、その価値増殖の実体である生産を包摂している点にもとめ、その実体を支えるのが労働力の商品化であることを明示的に提唱したのは宇野弘藏教授である。⁽¹⁾ 教授は、資本によって労働力が商品化されていることが、資本制生産の「基本矛盾」だとまでいわれている。その根拠は、労働力が「一人の人間の肉体、すなわち、人間の生ける人格の

注(1) マルクスも労働力商品の特殊性を強調しているが、「資本論」全三巻を通してみるならば、その特殊性は宇野教授のように「元来商品として生産されるものではない」という点でおさえられているのではなく、新たに価値を形成増殖するという点におかれていると考えられよう。例えば「貨幣の資本への転化」の箇所でもマルクスは次のようにいう。「ある商品の消費から価値を引出すためには、わが貨幣所有者はきわめて幸運でなければならないのであって、流通部面の内部、市場で、一つの商品を見出しなければならぬ。その商品の使用価値自身が、価値の源泉であるという独特の属性をもっており、したがって、その実際の消費が、それ自身労働の対象化であって、かくて、価値創造であるというのでなければならぬ。そして貨幣所有者は、市場でこのような特殊な商品を見出す——労働能力または労働力がこれである。」(K. I. S. 181, 岩〔1〕291頁。)

しかし資本制生産の歴史性を明確にするためには、労働力が新たな価値を形成・増殖する点に労働力商品の特殊性をもとめるより、元来商品でない人間の労働機能が商品化する点をおさえる方が有効であり、その意味で宇野教授の指摘は評価されなければならない。例えば、教授の次のような指摘がある。「元来、他人の剰余労働を獲得するということは資本家的生産に特有なるものではない。」(旧「原論」121頁)。これはマルクスが『資本論』でのべていることを受けたものである。マルクスはこういっている。「資本が剰余労働を産出したのではない。社会の一部が生産手段を独占しているところでは、どこでも労働者は、自由であれ不自由であれ、生産手段の所有者の用いる生活手段を生産するために、自己保存に必要な自分の労働時間に、超過労働時間を追加せねばならない。この所有者が、アテナイの貴族、エトルリアの神政者、ローマの市民、ノルマンの領主、アメリカの奴隷所有者、ワキアのボヤール、近世の大地主、あるいは資本家のいずれであるにせよ、このことには変わりはない。」(K. I. S. 249~250, 岩〔2〕100頁)。もっとも、この後に、同じく剰余労働を搾取するといってもマルクスは資本主義的商品経済及びそれに溶解・包摂された旧社会の剰余労働の欲望は無限であるといっており、宇野教授もそのマルクスの立言を受けている。

尚、第一巻第三篇「絶対的剰余価値の生産」で、標準労働日をめぐる労資の対立が説かれ、資本家が一方的に労働者を使用できないことが強調されているが、それを「労働力商品の特殊性」として先の「貨幣の資本への転化」におけるような意義をマルクス自身が、明示的に与えていると断定はできないであろう。